

第五十一回国会 逓信委員会 議 録 第二十号

昭和四十一年四月七日(木曜日)

午後二時二十五分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 上林山榮吉君

理事 内藤 隆君

理事 森本 靖君

理事 綾部健太郎君

金丸 信君

志賀健次郎君

星島 二郎君

南 好雄君

中井徳次郎君

前田榮之助君

佐々木良作君

出席國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政政務次官 龜岡 高夫君

郵政事務官 鶴岡 寛君

(大臣官房長)

郵政事務官 山本 博君

(監察局長)

郵政事務官 長田 裕二君

(郵務局長)

郵政事務官 稻増 久義君

(貯金局長)

郵政事務官 武田 功君

(簡易保険局長)

郵政事務官 曾山 克巳君

(人事局長)

郵政事務官 浅野 賢澄君

(逓理局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 荒巻与四郎君

郵政技官 奥山 恒尚君
(大臣官房建築部長)
専門員 水田 誠君

四月七日

委員小淵恵三君辞任につき、その補欠として地崎宇三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員地崎宇三郎君辞任につき、その補欠として小淵恵三君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

参考人出席要求に関する件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

○砂原委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人招致の件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の、郵便法の一部を改正する法律案の審査の参考に資するため、参考人を招致し意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、参考人の人選及び日時等については、本委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○砂原委員長 次に、本委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

現在当委員会において審査中の、郵便法の一部を改正する法律案について、委員を派遣し、審査の参考にしたしたいと存じます。ついては、議長に對し委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、派遣地、日時、派遣委員の人選、その手続等はすべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○砂原委員長 郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。安宅常彦君。

○安宅委員 大臣に質問いたしますが、この間からこの審議の状況などを拝聴しておりますが、どういう理由から郵便法の改正つまり郵便料金の値上げに至ったかというようないことが、まだ私にはぴんとこない。審議会の答申にはどう書いてあるとか、いろいろなことを言っておるのですが、赤字だから値上げするの、何か設備を改良してサービスを上向きさせるためにやるのか、両方だとあなたは答えておるのですけれども、中心点というのとはどちらなのでありますか。そこをちょっとお伺いしたい。

○郵務大臣 おっしゃるとおり両方なんでしょう。と申しますことは、郵便料金の値上げというよりなことをいたしませんとがまんを

してきましてから、設備その他にしても非常に陳腐化した状態のなりで仕事をしてきた。なすべきことをせずに今日に至った。それでその観点から見ますならば、金が足りなくなってきたから今度お願いするんだというところになるのかもしれない。しかしながら実情を申せば、もしなすべきことをしておればもっと早くお願いしなければならぬ状態になるのを、たまたま物の増加等もわりに思ったよりあったというやうなことでややその年々をしのぎながらきておったけれども、予算を編成します際等も、特別会計苦しいのだからというやうなことで、財政当局からも査定を受けるとかいろいろなことがありまして、全く近代化、合理化ができないなりにどうやら収支を合わせてまいった。したがって、半ばはどうしても収支が合わないというところ、それから半ばは近代化をいたす、そのうらはらはサービスをよくするという点、この二本立てが偽らざる改正の理由でございます。

○安宅委員 たいへん飛躍した質問になるかもしれませんが、そうしますと、あなたのほうの原案は、半分は赤字だからの値上げの分であり、半分は、陳腐化しておるかどうかが客観的に論議しなければならぬが、いわゆるサービスを上上げなければ、いまのままの状態ではいくなれば、値上げをしない分も入っております。こういう意味でしよろうか。

○郵務大臣 どうにも動きのつかない状態にきておる。しかしこれは機械化や何かは、資料をそろえたいただきますと出ておりますように、大体三割程度の近代化、合理化というものは、このたびの二百八十六億、平年度化したとすると三百六十四億、その三百六十四億の八割くらいはそうしたことによって充てられていく。初年度二百八十六億の約三割というぐあいにならうかと思ひます。

○安宅委員 幾らと言つても、それは政治的な発

言としてはそれでいいでしょう。いいですが、国民の側から見ればこの提案をよく説明をして——知らないならしょうがないですよ、説明をした上で意見を——国民のほんとうにたくさんの方の意見というものはたいへん正しい方向にいくのですが、それならば、当面物価を値上げしたくないというところを天下に公約しておる現内閣でありますから、合理化はちょっと待って、もう少し中の仕組みを変えたりいろんなことをしてみるから、だから赤字になった分だけかんべんしてくれ、こういうふうに言うのが、公共料金は何かと押えなければならぬ、物価は値上げをしないだろうというところを国民に約束しておる現内閣の方針から言うならば筋が通っているのじゃないでしょうか。どうなんですか。この際値上げをするというのには、郵便事業がどうにもならないからだと国民は受け取っていますよ。それでいい。赤字でどうにも、にっちもさっちもいかないうちから値上げするんだと、こう思っているのです。ところが内容はそのようになって、値上げをする分は赤字になった分、そのほかに、好意的に言えば意欲的なサービス向上をしたい、こういう部分も入っておりますと言ったら、ぜひ言うな、こんなひどいときに何言ってもやがるのだ、当面赤字解消だけでいいじゃないか、こういうふうになつてくるのが、これが庶民の願いであり心境ではないかと思えますが、そういうことについて何か部内で議論をしたことはないのですか。

○郵務大臣 部内でも議論をしましたのは、どうもわれわれのPRが、実情の訴え方が不十分だという点は論じました。それで確かに、サービスの悪いこともがまん願います。施設の古いこともがまんをお願いしますというて今日まで国民の方に御迷惑をかけながらしのいできたというのが、四十年間までの状態だと私は思うのであります。いまある程度の機械化なり何かいたしませんと、これをこのままはおつておいたならば——だからぜひたくで二百八十六億の三割ぐらいの見当を近代化に使うのじゃなくて、それを放置いたします

と、後年度に至つてもうまことに国民の郵便事業といえないような非常な御不便をかけることになる。決してぜいたくなことをするんじゃない、やむを得ない、将来に御迷惑をかけないための改善の手始めをいたすのだということ。そしてこれはぜひ国民の皆さんにわかつていただかなければならぬ点で、それがどうもわれわれのものの言ひ方、確かに私のところへ投書いただくのでも、郵政省から配っているリーフレットみたいなものもまことにまずいぞ、ほんとうの姿をもっと訴えろというのがあります、そのことは部内にも言うておりますが、確かにいま申しましたような意味合いを国民の皆様に理解していただきませんと、これからの何カ年計画というもののみ込んでいただけないと思えますから、その点はよく気をつけます。

○安宅委員 今度は郵務局長に聞きますが、あなたのほうの資料をずっと見てみますと、サービスの改善というのには到達する時間を短縮するためにいろんなことをするのだということ、いろんな機械を買ったとか、自動販売機をつけるのだとか、ちやちや書いてあります。ところが私どもの見ると常識的な考え方は、郵便というものは何もきょう出しておいたにしろ、郵便というものは何となく国民は持っております。大体三日から四日だろうと思っております。そういうことならばたとえば東京都内の、日本の首都であるそういうところで一週間に一べんぐらいしか配達にならないところがあるのです。そういうところを早く何とかするために増員もしなければならぬ。従業員の訓練もしなければならぬ。人が集まらないのは月給が安いのだ。月給も高くしなければならぬ。そういうところをやるのだったら郵便はもう少し早く着きます。大体国民が予想している、自分の頭で考えている電報というのは、一時間か二時間で着くもの、郵便というのは次の日かその次くらいに着くもの、だと思つておる。こういうのがサービスの大体の常識の基準だと思つておる。ところがそれを改善するために自動販売機をつけた

りあるいは自動販売機をつけたり、そういう目に見えるサービス向上のためのあなたのほうの資料というのには、郵便を早くするためというよりは、切手をどこでも買えるようにとか、局内のいろいろおくれた施設というものを人力によらないで機械でやたらたいへんいいではないか、ただこういうところの重点が置かれておつて、一週間に一べんぐらいしか東京都内でさえ配達にならない区域を何とかしようなどというサービス向上のための方策というものは、あまりないような私には見受け方をいたします。そういうことは郵便の事業を、サービスを向上するといつても、中に働いておる人は事業を経営する経営的な立場で、何か設備を近代化してやりたい、働く環境をよくしてやりたい、こういうところはわかりますが、それはどこまでも部内の問題であつて、大衆には何ら影響がない。何らないといつては語弊があるかもしれない。何んか、ほとんど影響がない。こういうものだけあなたのほうでは書いてきておる。これは本末転倒じゃないか。私はそう思うのですが、そんな気は全然しませんか。

○長田政府委員 今後の近代化の資料ともいたしまして、お手元にお配りいたしましたのは、全体の収支とそれからその中に機械化の部分を取り出して、お手元へお配りしたわけでございますが、ただいまお話しのように大部分の郵便というものは近頃、東京でいえば東京都内あるいはこの近頃との往復が一番多いわけでございます。やはり事業全体として力を注ぎます主力は、こちらにあるわけでございます。近代化のほうの代表として、機械化を四十年間で約二十億、局舎の建設百七十億の財源のうち約六十億ばかり、これを値上げいたしました金額から出す、合わせて八十億ばかりを一つの象徴的なものとして出しましたのですが、人力を主とする郵便事業の特徴から申しまして、それ以外のところに実態の主力がまだ相当あるというところはお説のとおりでございます。それらにつきましては実は四十年間自体で相当収支が逆さまになっている。郵便物数は四十

年度におきまして約九十五億通前後になる見込みでございますけれども、この郵便物数がふえずにこれをそのまま四十一年度でやっていくというためだけにどうなるかというところになります。やはり若干の郵便物の増加、また増加に伴う収入というものもあるわけでございますが、すでに四十年間で赤字になつております部分はそのまま引き継がれ、さらに人件費の上昇部分というものが上積みされていくというふうなことで、その赤字自体もかなりふえてくるわけでございます。一方ただいまのお話のように今後の問題といたしますと、四十年から四十一年度にかけてやはり五億近い郵便の増加というものがあつてございまして、これを処理するために先般予算で御審議いただきましたように郵便事業定員四千二百二十六人という増加あるいは集配運送費その他物件費の増加というものもあるわけでございます。こういうものを、値上げによりまして得ました財源でまかなうことによりまして、はじめて四十一年度に私どもが直面しております増加した郵便物というものを普通に処理できるわけでございます。機械化の部門は当面の手数をなるべく少なくするという面もございまして、より長期的に申し上げますと、将来だんだん郵便物がふえてくるのに対して労働力の需給関係が逼迫してくる、そういうのに備えていまから開発をしていくという要素も、あの中にはかなりあるわけでございます。仰せのように主力はまだ、きわ立ったものとしては局舎なり機械なりがございまして、主力は四千二百二十六人の増員あるいは集配運送費その他物件費の増加、そういうようなものにまだ経費の比重がかつておりますことは、先ほど大臣も三分の一は近代化という面にきわ立ったものとして使われるけれども、残りはいままでの赤字の問題あるいは増加する郵便物の処理というふうに使われまうと仰せのとおりかと思つてございまして。

○安宅委員 まあいいでしょう。それはそれとして、たとえば、こまかいことになりまして、前から当委員会であつたのはどうぞ答弁しているのを聞

何番地というのはあすこのうちだというので覚えておったのが、今度は同じ番地にとんでもない大きな団地ができた、それからその辺がもうまるつきり変わった市街地になってみたり、そういうことのために迷子になってしまふ。言うならば、そういう番地には人がいるのだけれども、郵政省がわからなくなっちゃって、現場の局がわからなくなってしまうて、それでしようがないという手

○長田政府委員 全国で、一日に二十万ぐらいあて先不明といひますか、配達のできない郵便物があるといふことが私どもの調査から出てきております。ただし、その内容を見ますと、実はあて先がはっきり書いてないものが大部分でございます。あるいはどこかへ転居して転居先がはっきりしない、そういうようなことによるものが大部分でございます。

んよ。届かないとたいへんだから、金がかかってもしようがないから書留にしよう、みんなそうなんです。ということは、早く着くかおそく着くかは別として、基本的な、到達するかしないかということについて国民が信頼してない証拠なんです。そういうところをサービス向上という名のもとに改める、こういう手だてをするのだったら、私はサービス向上に少しぐらい予算をとったって文句

交えましたが、昨年来の郵便正常化運動、相当強力に展開しておりますものでも、ただいまの点を運動の主要な部分としてやっているわけでございます。

それから小包の配達について、非常に心もとないで書留がふえておるといってお話、確かに小包、通常とも書留あるいは速達増加率が一般の増加率をはるかに上回っていたということがござ

いましたが、昨年あたりから、これは景気の関係もあるいは少しあるかもしれないけれども、書留の数はずっと減ってまいりました。去年の年末あたりではもう絶対数も、むしろ一昨年よりも書留小包の数は減るというような事態にもなっています。収入の面から言うと少々問題でございしますが、一面非常に事業に対する信頼度が回復してきた証拠ではないかということもみんな話合っている次第でございします。

なお自動選別機等の開発に力を入れておりますのは、特に現在おる人間を減らすというよりなことであります。むしろ将来労働力の需給関係がだんだん逼迫してくるのにもかかわらず皆さんの郵便物を処理しなければならぬということなどに備えましての措置でございします。

○電岡政府委員 特に御指名でございしますのでお答え申し上げます。

私も実はたくさん手紙を出しまして、あそこには確かにいるはずなのに戻ってきたという経験は何回かございします。やはり小包を出す場合にもそういう経験を私自身も味わっておるわけでございまして、たまたま昨年政務次官を拝命して郵政省に参りまして以来、何となく確実に早く届けるというのが郵便業務に携わっておる者の責務であることは、もう申し上げるまでもないところでございします。その責務を果たすだけの対策をわれわれが考えなければいけないという気持ちで今日まで指導してまいっておりますし、またそういう対策を立てるためにも、ぜひともこの際料金を改定していただきたいということで、たまたま御審議をいただいております次第でございします。

○安宅委員 実務を担当しておる者と実生活の中で体験してきた政務次官の答弁と、それだけ違うのです。私はこういうことをあとで詳しく数字で言いつけたいけれども、一応それでけっこうだと思ひます。ただ私がまだ頭の中にこびりついてどうしても疑惑を持っていることがあります。審議会といえどもあなたのほうの諮問機関ですから、資料は郵政省でみな出したのでしょ。それ

で何かおえらひ方々が論議をしたことにして、隠れみのみないなそういう答申をしたような感じがいたしますが、そういう中でもやはり利用者としての実感というものはあるのです。そのために、値上げしない値上げしないということを公約している内閣でもあるし、最小限度にとどめようとか、あるいは値上げせぬでもいいじゃないかと、こんなふうに審議会の諸君に言われたらたいへんだ、そんなことを考えたのかどうか私ばかりではありませんが、郵政省が審議会の結論を出さないうちに郵便料金を値上げを発表したような記憶が私にはあります。審議会の結論が出てから郵政省が出したのじゃなくて、郵政省が審議会の結論が出る前に、もう開かないうちに郵便料金の値上げを公表したのじゃなかったですか。そうでないとすれば、それでいいでもけつこうです。

なお、郵政省が値上げを発表したのは昨年の末だと思ひますが、いつだったかその日にちもひとつ答弁していただきたい。

○郵政大臣 確かに郵政審議会の答申をいただく前ではあったのです。ただ十二月九日に答申をちょうだいいたしました。そうして政府で経済政策会議を開きましたのが十一月二十七日でございした。十一月二十七日に経済政策会議を開きましたのは、もう四十四年度の予算の見当をつけたければならない状態になってまいりました。それで郵政審議会がそれまでに十三回財政改善の小委員会を開いていただきました。そうして十一月の末になりました。答申は十二月の九日になるが、中間答申をいたしてもよろしいけれども、大体結論めいたものは出てきたから報告をするということとで口頭で御報告をいただきました。それに基づきまして、大体郵政審議会の結論はもうそういうことであるということを承知いたしましたので、それを待つて、十一月の末にいたしましたので、郵政審議会の御意見は十分実質的に尊重いたして経済政策会議を開いた次第でございします。どうぞ御了承願ひします。

○安宅委員 そういふのを官僚独善というのか、郵

政審議会などという国民の中から選んだ人々の意見を聞いて政府は上げたのでありますから、あるいは郵政審議会の結論はそうなっておるのでありますからということ、あなたのほうでは答弁の中に盛んに使っております。この議事録を見ると、何回も使っております。ところが郵便料はこういう方針で値上げする、封書は何ぼにする、はがきは何ぼにする、そういう重大な骨子を郵政審議会の結論を待たず、いきなり発表しておいて、そうしたら泣く子と地頭には勝てない、しょうがない、審議会も大体そういうことに合わせようかということになるのはあたりまえなんだ、どうせ諮問機関なんだから。こういう悪さをするのは――郵政省、そういう例がいままであるのですか、このたび初めてですか。それからほかに審議会がたかさんあります。私、いま議院運営委員会の中にも種々のみないなわけのわからぬ審議会はもう切つてしまおうかという話まであるのです。郵政審議会も非常に重要な審議会だと思つておられますが、そういう重要な審議会の意見を待たずして郵政省が値上げを発表するなんていうのは、これは越権行為じゃないですか。これは大臣が答弁するとごまかすから、郵務局長どうですか、こういうことがいいか悪い、あなたは役人として答えてください。

○長田政府委員 形の上で答申が出ましたのは十二月九日でございしましたが、委員会の実質的な御意見というものは、もう十一月の末にははっきり固まつておりました。小委員長が会長と打ち合わせられた上でそういう意見の表明が、たしか大臣はじめ関係の向きになされたというふうに承知しております。

○安宅委員 前例があるか、各省ごとに審議会があるが、そういう前例は各省にあるか、あなたは知っているかどうか。

○長田政府委員 私、どうも寡聞にしましてあまりよそのことをよく存じません。私が承知しておりますのは、四十四年度の予算の編成の方針を

十一月中にきめておく必要が、経済企画庁長官の外遊等からみまして生じまして、そういう関係だったと思ひます。

以前のことは、そういう例があったことを私よく存じております。

○安宅委員 そんなことは前例がありません。それじゃ審議会というものは、あんなものはないとしまえ。たとえば、そんなことを言うたら、自民党の理事さんに聞いてみたら、大体この法律は通りそうだから、はがきのかいのかを刷つておこうじゃないかというのと同じじゃないか、そうでしょ。佐藤洋之助さんから聞いてみたところ、大体通るだろうというお話でありましたから、七円のはがきをちゃんと印刷しておつた次第であります。こういうことと同じで、これはたいへんなあなたのほうの法律的な間違いじゃありませんか。法律的にいつて、どうなんですか。

○郵政大臣 郵務局長に対するお尋ねはまた局長からお答えいたしますが、先ほど申しましたように郵政審議会が郵便事業経営問題特別委員会というのをつくりまして、そうして十一月の末までに大体の結論を得られて、そして経営問題特別委員会としては特に中間答申はいたさないが、このような方針である、こういうことを承り、それに応じて大綱を、料金の値上げをせざるを得ない、値上げ幅は極力低位に押えるということを、政府の経済政策会議で相談をいたしました。そして御承知のように十二月末になりました。政府としては郵便料金の値上げを決定した次第でございします。

それでつけ足しておきますが、郵政審議会はこの御熱心な御討議をさせていただいておりまして、これを絶えず尊重いたしまして、非常にいい審議会でございますから、一言申し上げておきます。

○安宅委員 それはおかしいよ。私はそんなこと聞いていない。法律的にどうだ、法律的には問題がありませんとあなたのほうでは言うかもしれない

せんが、政治道徳上おかしいじゃありませんか。どうなんですか。

○郵務大臣 政府として大体的方向というのは、予算の編成も非常に急いでおりまして、政治的に、郵政審議会を尊重しながら、したがって十二月の末に大政府の方針をきめ、閣議決定をいたしましたのは本年の一月十一日に閣議決定をいたしました。大体十二月九日にちやうだいたししてから、形の上ではひと月たつて閣議決定をいたしておるような経過でございます。しかしとにかく政治的に申しまして、実質的にきめなければいけないときに、郵政審議会の御意向を、かくあるであらうということをおうかがいながら、必要な時期に必要な限度のことをきめましたので、急ぎませんときはもちろん御答申いただいたからすべくございまして、当時はそういう状況でございまして、御了承いただきたい。

○安宅委員 了承できません。御了承いただきましたといたつて了承できません。そうなたら郵政審議会には要らないじゃないですか。郵政審議会というものはあなたの方で諮問をしているのでしょ。諮問案が出ないうちにこのとおりでございまして、政府で発表したら、これは、通信委員会はわりあい穏やかだから皆さん黙っているけれども、与野党ともにこういう手続はけしからぬということを言うのがほんとうじゃないですか。私はそう思います。それが議院政治だと思ふんですよ。そうだったら審議会の同意を得てから発表するとか何とか法律を改正しなければ。一々それは議会でやってもしょうがないから、そういう原案をつくるのはまずいとかいいます。設ける理由があつて審議会を設けたと思ひます。あるいは、皆さんの意見を聞いておつて、ちよつと何かの団体の代表を審議会に加えたかもしれせんが、審議会の結論が出ないうちに郵政省が、こういう値上げをするという発表をすることは、まことにけしからぬことだと私は思ふのです。御了承願ひます。御了承願ひますとあなたは言うけれども、一本とらうとは思ひませんよ、ここで社会

党退場なんて私は言ひません。しかし、いいことですか悪いことですかと言つたら、悪いことですよ。言うのがあたりまえじゃないですか。どうです。

○郵務大臣 おつしやることまことにございしてもございします。これからはつとめて答申をいただきます時期等にもらひ合わせ、そうして答申に依つて政府としてのものをきめてまいりますように、十分御趣旨に沿うようにいたしてまいります。

○安宅委員 つとめて努力されたつて困るのです。そういうことを今後いたしませんと言つてもらわなければ困る。

○郵務大臣 確かに非常に大事なことで、根本のこと、こうしたことについては、私こういふふうに考えております。ものごとはいろいろな事態が起つてまいらうと思ひます。今度も中間答申を出そうかと委員会もおつしやる、中間答申を出すまでもなくもうあと十日ばかりでもが出るから口頭でいくぞというお話を承つていたしたこととでございしますけれども、やはり審議会の中間的な答申をいたしたくとか一部一部の答申をいたしたくとかいうことにいたしまして、そしてほんとうに審議を尊重いたすという形を整えてまいることになります。

○安宅委員 わかりました。そうすると諮問機関である郵政審議会なるものは、あなたの自家業籠中のものみたいだな。これはほんとうの道化役者です。したがつて今後こういう連中が郵政審議会を構成しているうちは郵政省の民主化ができないと私は思ふ。こんなものは全部任命がえをしないればいかぬと思ふ。私は議員の一人として、そういう者を議院に同意を求めてきたり何かした場合は断固として拒否せざるを得ない。こんなことをしておつたら、たとえば米価をきめる米価審議会に諮問した、諮問は大体の結論が出さうだから大体いいだろう、政府やいなさいなんということをやつたら、これは農林大臣の首が飛ぶのですよ、ほんとうは。郵便料金というものは、郵政省というものは、政治的にあまり重く見られてないから

みんな騒がないのかどうかわかりませんけれども、そうならば大臣というのは、郵政大臣というのは大したことはない大臣だということをみずから証明するやうなことを私が言うようになりすから、あまり言いたくないけれども、こういうルールというものがあつて、しきたりというものがあつて、法律的に定められた事柄がある、これを厳に守つてもらわなければならぬ、これはあたりまえだと思ふのです。私はこれは速記に残しておきますが、そういう郵政審議会の委員は、これは任期中であるといふことにかかわらず、あるいは任期がきたならば全部かえてもらわなければ、審議会の委員としては職務を遂行することができないであらうということ、はつきりここで言つておきたいと思ふのです。

それで次に移りますが、その審議会そのものは郵政省の資料でいろいろなことをやつたというふうには私はどこまでも理解いたします。あなたのほうでも、郵政省の資料とも一致しているのですが、郵便物の物数ですね、その伸び率が四十三年、四十四年あたりになるとたいへん減るようになっています。あなたのほうは書いていますね。これは過去の委員会あたりでは、景気の変動などによつて不景気な年は郵便物は減るだろう、それで伸び率はさつとダウンしたやうな五カ年の大体的見通しをあなたのほうは出しておると思ふのです。過去において景気の変動によつて郵便物が減つたりふえたりしたというのは統計上あまり出てないのじゃないですか。郵務局長どうなんですか。

○長田政府委員 景気と郵便物の数との関係はなかなかむずかしいございまして、はつきりとしたものを私も持つていないところまでまいりません。半年おくれで景気の動向が郵便の数にあつたか、あるいは不景気になると逆にふえるというやうないろいろな説がありまして、結局戦後の大きな伸び、日本の経済なり社会なりの変わりぐあいの大きな波の中にいろいろ小さな数の変動がみ込まれておりまして、まだこれに就いての原則なり方法なりを見出すに至つておらな

いのが実情でございます。

○安宅委員 あなたのほうの一覽表ですね。将来五カ年でどういふ郵便物は伸びるだろうかと、物数とか、そういう表に、こういふ、何といひますか直線的に伸びていくのじゃなくして、カーブを描いてあまり伸びないやうになるのはどういふわけかという質問があつたやうです。議事録を見ますと。そうすると景気の変動などで伸びないだろうということをいつておるのですが、ああいう過去の答弁は間違ひないのですか。

○長田政府委員 郵政審議会の審議の際の郵便物数の伸びは、昭和四十一年度は前年に比べて四・五％の増、四十二年度は四・四％、四十三年度が三・五％、以下横ばいというやうな数字で一応見込みまして、そういう従来と比べまして比較的低い数字を當時見込みましたのは、外国の例などを見てみますと、イギリス、アメリカなどが過去六年間二・六％の増加にとどまつてゐる、あるいはドイツ、フランス等もほぼそれに近いやうな数になつておりました、日本の郵便も、相当ふえてきたたあけに、あるいはそれに近づいてきてゐるということも考えなければならぬのじゃないやうなところか。だんだん年々減減してまいりましたので、そういう観測も持つたわけでございます。他面、一人当たりの通数から見ますと、ヨーロッパやアメリカから比べて日本の通数は非常に少ないということなどから、景気の動向なりあるいは企業努力の結果、業務が正常化すれば郵便に対する信頼も回復して、ある程度物数も伸び得るのではないかと、いふことなども考えられますし、現在私も考へておりますのは、政府の景気対策あるいは物価対策等もからめまして、四十二年対前年比四・五％を底にいたしまして、四十三年度以降〇・五％くらいずつ持ち直していくという見方をしてゐる次第でございます。

○安宅委員 経済成長率と合わせた、こういうこととに大体あなたのほうの答弁を理解していいですか。

民の生活に自動車やカラーテレビというのは、ほとんど影響ありませんよ。そういう値下がりましたものも含めて平均六％消費者物価が上がつたというのが政府の発表であり、そういう統計になってあらわれるわけです。ところが庶民が食べなければならぬ、着なければならぬ、住まわなければならぬ。

とんとくくらいな——庶民の生活を考へてやろうとするならば、庶民の生活に響くものは上げない、こゝういふふうにするのが原価主義の基本じゃありませんか。私はそう思ひけれども、郵務局長、どうなですか。そう思ひませんか。しかしこれは學術的に公共的にいろいろ問題があるからという理由のもとに、赤字になつてゐるものはあまり上

のがたくさん出るからあなたのほうは赤字が累積していくでしょう。こういう人々の料金を上げられないでおいで——新聞だつてそうですよ。新聞記者の諸君はあまりいい顔しないか知らぬけれどもそれは新聞記者の諸君がいい顔する、しないよりも、たとえ朝日新聞だとか、毎日新聞だとか読売新聞だとか、そういう大きな独占的な大新聞社が

の人の手紙を値上げするような、そういうかっこうになりませんか。理屈はそうでしょう、どうなんでしょうか。

○長田政府委員 新聞の料金につきましても、御承知のように二十六年の改正によりまして一円になり、三十六年の改正で二円になり、今回三円になるといふわけでございまして、前からのいきさ

なっていないのに——郵政省は企業努力をせいと大蔵省からぎやあぎやあ言われておると思うのですよ。あなた方もそういうふうに考えておると思うのですよ。お互いに企業同士が考えることですよ。それでなかつたら、独立採算というよいいなことをやらなければいいのですよ。赤字になった

から助けてくださいと言えはいいのです。ところが、財政がなくていま出せない状況だと大臣は言う。それだったら、国が出せないなら、郵政省の独立採算制の企業会計が赤字にならないようにするにはどうしたらいいかというの、あなたの方の最大の任務ですよ。そのために、いま赤字になっておるものを上げるというふうになったら、これはよほど理屈は通りますよ。それを、黒字になっていく書状まで上げる必要はないじゃないですかと私は言っておるのです。それはどうなんですか。

○長田政府委員 総体として経費をまかなうようにいたします。その中で、若干の、何と申しますか、文化政策的な要素とか、そういうような考慮というものがあつた程度なされますのは、各国の例にもございまして、日本でも前からのいきさつもございまして、ある程度やむを得ないというふうになつておられます。

○安宅委員 ですから、それは独立採算制をとつておる事業としては理屈には合わないでしよう。それだったら、それは国が文化を育てるために、新聞という公器というものを育てるために、これは一般会計から出すのが、理屈としてはその通りじゃありませんか。どうなんですか。

○長田政府委員 アメリカにはそういう例がございまして、ほかのほうにはあまりそういう例はございせんし、私どもは、全体の郵便の利用者のワケ内で現在の状態でもなつていくのもやむを得ないかと思ひます。

○安宅委員 アメリカでやつておるとか、イギリスでやつておるとか、人のことを聞いておるのじゃないですよ。いまあなた方は、独立採算制というワケをはめられておるのだ。それでしよう。独立採算制というものを合理的にあくまで考えていったときには、そういう文化的な要素、社会の公器的な要素が新聞にあるという判断を政府がしておるならばそれは政府が出すべきであつて、独立採算制におんぶすることはないはずだと私は言つておるのです。たとえば——まあいいで

しょう。そういう理屈にはなりませんか。大臣、純理論的にいつたらどうですか。アメリカの話は聞く必要はない。

○郵務大臣 純理論的に申しまして、私は、第三種郵便物は将来はもう少し原価に近いような値にしようというのじゃないかと思ひます。ただ、いままでのところ、沿革から見まして、この上げ幅の経過から見まして、このたび三円にいたしておきました程度、これはそう特に、いままでが難かに赤字であり、文化的意義とかなんとかはいまは申し上げませんが、とにかくいままである程度特典と申しますか、過度のサービスと申しますか知れませんが、安くいたしておつたそれに比べては、上げる割合としてはそうおかしなものじゃないように思ひます。ただ、将来は、やはり事業でありますから、事業の上からももう少し強く上げていってよろしいかと思ひます。しかし、このたびのは、この程度のこと、一種でそれがかぶつてもよろしいこと、これはやむを得ないのじゃないだろうか、こういう判断をした次第であります。

○安宅委員 私は、理論のことを言つておるのですから、何も新聞社からいらまれてまで、私どもの歳費の上がつたのを書いたのやういふことではない。私は、歳費が上がつたのは反対だ。国会議員によけい金を出すことはありません。墮落しますから。そういう傾向がありますから、それはそれとしてまた別なんですよ。だから、やはり新聞社が上げるといふ形をとつたときは、そんな話をしました。それは別。ただ、私が聞きたいのは、純理論的に言つたならばそのとおりだ、しかし現在、このやうのがほんとうなんであつて、あなたには、将来は少し上げていいんじゃないかというやうなそういう答弁は、おかしいのじゃないやうな逆じゃありませんか。どうなんですか。

○郵務大臣 いや、私が申しましたのは、それぞれ理由があつて、三種とか四種というのを設けておきますから、そうすると、今度は、四種の廃止論も御承知のやうにあつたわけですよ。しかしな

がら、とにかく三種、四種というものを——四種全部じゃありません。四種の中の一部です。しかしながら、その五種を一種に統合したものに比べてもつとドラスタックになる改革をこの際することはいかがであらうか。そうすれば、料金の点でも特に低率にしておくのも一応、考えようであります。理屈も立つのではないだろうか。しかしながら、おつしやるやうに採算というところから考えれば、もつともすぐそれで完全に赤字を出さないやうな料金までもらうということが不可能であるにしても、もう少し赤字を少なくするやうなところで料金をきめるといふことは私は、それは筋だと思ひます。ですから、私は、現状を是認しながら、しかし筋としては安宅さんのおつしやるやうな筋だと思ひます。

○安宅委員 私は、新聞だけ言つておるのじゃないのです。そういう議論をいいますと、新聞は文化的な、社会の公器的なそういう立場があるとすると、それに限つたらどうですか、政府の一般会計で補助して。あと、第三種の認可を受けているのは有象無象、ごしやごしやとあるじゃありませんか。それは国家のためにいいのか、国民のために利益になるのかならないのか、判定もつかないもの、いまの基準じゃやうならざるを得ないと思ひます。将来にわたつて廃止する意思もなく定期的に刊行するのは、千部以上やればみんな第三種にできるわけですよ。私は、金がないとせば国会議員でもそうすね。私は、金がないとせばそんなことはできないけれども、定期的に発行してやれば、自分のことを一生懸命に宣伝するみたいな第三種郵便物だつて、それはできないことではないのです。できまふよ。やつておる人もあるでしよう。それという大臣はえらい人物でございまして、今度の選挙も皆さんから御支持願ひたいといふことは書いてあるやつも、毎月毎月出せば、週に一回ぐらいつつ出せば、それも第三種だ。そんなものまで安く扱ふ必要がありません。安宅常彦は皆さんの例を出してはいけません。安宅常彦でけつこうですが、そういうものは私は、そのた

めにあなたのほうは損をしてるんじゃないやありませんか。新聞やあるいは文化的ないろいろな学術雑誌とか、そういうものは安くします。しかしそれは独立採算制からいつてやれませんから、ある程度国が出すなり負担します。そういう有象無象は、わけのわからないものは——たとえばぼくの立場でいへば、中には頭にくるやつもあります。紀元節をつくらなければならぬという団体が第三種郵便物の認可を受けてじゃかすか出された日には、こつちは頭にくるのです。そういうものまで保護しておいて、国民がどうしても必要な書状、黒字である書状を上げなければならぬという理屈はないだろうか私は言つておるのです。どうなんですか。

○長田政府委員 第三種郵便物の中でそれにふさわしくないものにつきましては、ときどき調査して警告をいたしました。また中には第三種の認可を取り消したりしているものもございまして、その運用につきましては規制に努力をしております。

○安宅委員 あなた、それはしつとに答弁するといふことだつたらそういう答弁でも間に合ひかもしれぬけれども、郵務局長、ばかかことを言わないでください。例をあげればまだある。人のことばっかり言つて非難されたいと思ひます。国会議員の例を言つたのだが、そんなことは幾らでもあります。第三種郵便物を認可する基準というのは、そういう内容に立ち入つて、ちゃんと一カ月に三回だつたら三回発行して、発行の時期を予定し得ないものであり、相当広範に発行しているといふならば、警告の発しよりも何もないじゃありませんか。認可せざるを得ないじゃありませんか。そういうものの負担まで大衆に負わせて、黒字の書状を上げなければならぬのかといふことを私は聞いておるのです。理論的に私のほうが正しいのじゃないかと思ひますが、正しいか正しくないかだけ答弁してください。

○長田政府委員 内容が第三種郵便物の要件を満たさないやうなものの排除につきましては、これ

からも極力努力をいたしまして、そういうことのないようにしてまいりたいと思ひます。

○安宅委員 そんなことできないだらう。できませんか。それじゃどう理由でできませんか。内容のけしからぬという事は、法律的事情に基づいて、いまの第三種の認可の基準から言つて、どういふことのできるのですか。

○長田政府委員 現在の第三種郵便物の要件の一つは、「政治、経済、文化その他公共の事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること」といふのがございまして、自己の宣伝とか、あるいは同窓会誌のようなものとか、あるいは機関紙のようなものとか、そういうものは入らないたてまえになっております。これは判断が非常にむずかしいボーダーラインのものもございまして、これは仰せのとおりですが、自己宣伝が非常にはつきりと出てまいるようなもの等につきましては警告を発し、また程度のひどいものについては取り消しを現にある程度やつておるわけでありませう。

○安宅委員 政治、経済、文化と言つたら、あらゆるものが含まれておりますから、それが宣伝であるか宣伝でないかなんという事は、いまあなたのほうより出すほうで頭がよくなつていて、自分の会社の宣伝だといふふうに全然思わせないで、そうしてびしゃつと大衆の中に食ひ込んで、そこだけ覚えさせるといふ方法はいまたいへん進歩しています。そんなことはできません。そんなことはできないのですから、そういう判断はあなたのほうですべきじゃないのですよ。そんな答弁を聞こうとしてゐるのじゃないですか。私に聞いているのは、そういう郵便物は、政治に關係し、経済に關係したらいんでしょ。そうして文化的にも——文化だといふいろいろあります。エログロ文化まであるのですから、そういうものを掲載し、たまに終わりのほうに発行者が何か書いて、たとえば、ただたいへんりっぱな自動車ができまして、しかも世界の自動車の趨勢はこうなつておりますといふように書いて、わが社を買つてく

れとは一つも書いてないけれども、びんと印象づけるようにすることは幾らでもできますよ。そういうものも認めざるを得ないでしょう。あなたのほうでは、大きな事業会社が出すそういうものは安くておいて、黒字になる書状をなぜ値上げしなければならぬか。私の言ふことは理屈に合っているかいないかといふことだけを聞いているのです。取り締まることを要請しているのじゃありません。私の理屈が通っているか通っていないかだけを答えてください。そのために郵便料金を値上げする足並みを乱されては困つたことになるのじゃないかといふようなよい心配をする必要はないのですから、いいか悪いかだけを答えてください。

○長田政府委員 第三種郵便物の中にいろいろございまして、はつきりした判断をくだせないものの中にいろいろなものも十分あり得ると思つておりますが、第三種郵便物総体といたしましては、まだ日本の社会では相當の意義を持つておるわけございまして、それらにつきまして先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、いままでのいきさつ等をからめまして考えますときに、このたびの改正案に盛り込まれたような料金というものが、現在の段階におきましてはまあまあ妥協なところかと考えます。

○安宅委員 独立採算制といい、原価主義といい、そういうことを言つておるならば、それははつきりしない、それがほんとうじゃありませんか、ただこれだけ聞いておるのです。第三種郵便物の中でおかしものは排除しろなんという質問は一つもしておらないんです。純理論的に言つて私の言ふことが間違いかどうかを聞いておるのです。

○長田政府委員 一つ一つの種別ごとに原価をまかなう料金を定めるという行き方も、非常にはつきりしてよい点が十分ございまして、現在の日本の郵便事業におきまして、若干あるものは原価を割り、あるものは原価に少しプラスされるということも、いままでの経過あるいはその他の事情か

らまたやむを得ないものといふふうに考えております。

○安宅委員 あなたが原価主義というよりなことを言うから、そう言うんです。ほんとうは大眾が出すもの、庶民が出すものはある程度政府がかばつて、大きなところが出すものは少し高くするのあたりまえです。医は仁術と昔は言つたが、貧乏人からは少なく取つて、金持ちからはとんと二、三回胸をたたいてもいきなり取る、これがりっぱな人だと昔からいわれておるの、昔からの東洋的な道徳ですよ。それでしょ。わが国の政治、経済の事情から言つて、それはあたりまえでやむを得ない、こう言うけれども、それは裏返して言へば、貧乏人、一般大衆が出すものは少しくらい上げてよいが、大企業、独占的な大資本が出すものはかばつてやらなければならぬ、こゝういふ理屈になるんです。それが現在の内閣の方針なんです。何でもそうです。山一証券には金を幾らでも貸すが、駄菓子屋がつぶれそうだとやつても政府資金は貸さない。同じ思想です。これは絶対に許すべからざる方針だと思ひます。

○長田政府委員 これは絶対許すべからざる方針だと思ひます。こゝういふ方針がとられるのはやむを得ない、こゝういふふうに答弁したものと私は理解するのですが、大臣はどうですか。

○都田政府委員 第三種について、先ほど申しましたように、さらに限界に近づけるといふことは、将来の問題としては考えなければならぬ問題もあらうと思ひます。しかし五種を一種に統合いたしましたような点なども、これからの事業を能率的にするといふことと、おっしゃるような公平の原則といふことも考えながらやつたといふことで、この一種と五種との種類体系の整備といふものも一つのあらわれで、そつちに一歩進んでおるのだと思ひます。ただ第三種といふのは、いまいろいろな例をおあげになりましたが、確かにいろいろな種類があるのであります。あの第三種について、明治の初めからずっと特別に扱つておつたあの考え方というものは、いまのところ、やはり考え方としては維持しておく意味があるのじや

ないか。しかし、それがあつた部分では、確かに必ずしも低料扱いにする必要のない部分もあり得るのだといふことは認めますが、第三種全体としては、これを特殊扱いにするといふことは、決して現内閣がどうとかいふよりなことじゃなくて、日本の現状として郵便事業の上で是認すべきものと考へております。

○安宅委員 簡単に言えば、大きな事業をやつておる人が出す郵便物は、郵政省はえらい赤字をしょつておるけれども、赤字を消すまでの値上げはしない、大衆が出すものは黒字になつておるけれども値上げをする、こゝういふ結果になる。あなたは現内閣の方針がどうかといふことではなしにこゝういふことなら、それを頭に置かないでも結果的にそうなります。どうなんですか。

○都田政府委員 どうも第三種郵便物の中で、さつき申しましたいろいろなものを出してありますから、あるいはおっしゃるような部分もございまして。しかし一番いい第三種郵便物といふのは、さういふより、やはり新聞でありまして、これはさういふより、国民と非常につながらの深いもの、これがやはり第三種郵便物の低料扱いの大宗なのであるといふ考え方では、正しきではないでしようか。

○安宅委員 そんなことで議論してゐるともう時間がなくなりますから、これはあなたはその通りですと言つたら自民党内閣ひつかかるから言わないうのだらう。あとはやめなす。結果的にそうなつてゐるのです。第三種だつたら、公共的にこれは重大なものとするならば、一般会計から出したといふことをあなたは言つておる。ただ財政がいまないのでしょ。財政をどこから持つてくればいいのか。その金の余りぐあい、それは今度は大きな問題ですから、私はこゝで議論しようと思ひません。結果的にそうなつてゐることだけは、局長や何かうしろのほうに並んでゐる人も一生懸命に質問をやめますが、そういうのは、どうして値上げをしなければならぬといふ理屈は、ま

ずそこから間違いだ。手続的に郵政審議会のきまらないうちにぽんと方針を出して見た、根本から間違つておる。上げ方も間違つておる。その次に、企業努力をしなければならぬとか何か言つておるのですけれども、しかし郵政省というものはあまり何でも遠慮し過ぎているのじゃないですか。いま言ったように、たとえある新聞なんかは社長のことばかり書いておる。そういう新聞も中にありますよ。だけれども、ほんとうにそれは公共的な新聞かどうかといつたら、たいへん大きな議論のあるところですよ。民主主義の今日の日本において。だから、そういうことに遠慮をして、公共的なものだから公共的なものだから、何か支配をしてる人がそう考えているから、それに追随をしてることばかり考えているんじゃないか、そして自分の独立採算制をみずからこわして言うところには文句は言えないで、一番値上げのしやすい書状やはがきあたりにその活路を見出す、こういうようなばかな政策を通信事業の政策としてとられておるうちは全くうまいかと思つておるのです。その例はいろいろあります。たとえば、あなたの方のほうで業務外収入というの、ここに書いてありますが、これは前年度の予算額に比べて減つておる、これは日雇いの労働者健康保険収入が減少したためであると書いてありますが、そういう理屈も成り立つておる。郵政省が国から委託を受けて仕事をしておるもの、それはたくさんあると思つておる。しかもその会計は郵政事業特別会計の中に入つていて、しかも貯金や保険の特別会計二つ別々にありますが、それとは別に郵政事業の特別会計で経理的に扱ふ。しかし、仕事は貯金のほうでやつておる。複雑怪奇な取り扱ひのしかたをしておる。会計自体がおかしいと思つておる。よ。保険事業、貯金事業というものはもうかつておるのか損をしておるのか、郵政省の本省の経理局長はよくわからない。だから、大出君あたりの質問にもおろおろしてしまふ。実際、全省の経理というものを掌握できないのが本省の経理局長なんです。なかなか偉いと思つていたが、たいし

たことはいないだと思つてこの間私はびんときたんですが、そういうことがあるために掌握できないから、たいへん伸びておるところがあるような気がしてしょうがありません。窓口で国からこれをやれ、あれをやれといわれておるもの、郵便貯金だつたら貯金しかやらないでいいのに、窓口でやらされておるもの、これはたくさんあると思つておるが、どれくらいあるか、それをずっと並べてみて下さい。

○逓野政府委員 他会計からの受け入れということになります。貯金保険それから厚生保険特別会計からの受け入れ、船員保険特別会計からの受け入れ、労働者災害補償保険特別会計からの受け入れ、失業保険それから開拓者資金融通特別会計、国有林野事業特別会計、森林保険特別会計、その他十二くらいでございます。それ以外に専売公社、電電公社それから共済組合、NHK、こういったものがござります。

○安宅委員 厚生年金から国民年金の事務から恩給から児童扶養手当から精神見の手当の支給から船員保険取り扱ひから失業保険から——これは掛け金だけですから。遺族年金、労災保険から、あらゆるものを郵便局は、おまえさんのほうでやれといわれておる。ところが地方自治体なんか、いま国民年金制度ができ、国民年金制度ができたから金を集めなければならぬし登録もさせなければならぬし、そういう所要経費を自治省からもらふ。そうすると、大体いまは所要経費の半分もこない。大部分地方自治体の持ち出しできゅうきゅうしているから、交付税をよこせとか何だとか知事会や市町村の議会、町村長会、こういうところから陳情がひっきりなしで、いやだいやだといふのにこういうものをいいたいだいたばかりに、これはたいへん大きな地方自治体の財政の圧迫になつておる。そういうことが郵政省にあるかないか、これは私は非常に疑問だと思ふ。ちなみに何いいたしますが、こういう制度ができたときに郵政省が引き受けた——一つの契約だと思つておるから、一件取り扱ひについて単金があると思つて

です。たとえば地方自治体ならば、財政需要額の中に単金表があると同じようにそういうもので交渉して、そしてまかなえる範囲でオーケー、こういうふうに出すのだと思つておるが、そういうことをやつておるのでしょうか。その内容はどうなつておるのですか。

○逓野政府委員 一件当たり単金等によつてきまつておりますが、詳細につきましては貯金局長からお答え申し上げます。

○逓野政府委員 国庫金に關しましては百四十円、年金恩給に關しましては百六十円、共済年金等に關しましては九十七円、そういうふうに単金がそれぞれきまつております。

○安宅委員 全部言つて下さい。

○逓野政府委員 いま申しました特別会計、全部国庫金というところに該当いたすわけでありまして、百四十円でございます。

○安宅委員 これは郵政省がやりなさいといわれた年次を言つて下さい。

○逓野政府委員 法律一々見ればわかるのでござりますが、すぐ資料がございせん。法律成立月日を見ればすぐわかるのでございせんが……

○安宅委員 それでは一番古いのはどれですか。大体わかりませんか。一番古いのを二、三あげて、一番新しいのを二、三あげて下さい。

○逓野政府委員 一番古いのは、年次はちよつと失念いたしました、年金恩給一般会計からでございます。

○安宅委員 そういうもので最近改正になつたといふのはいつですか。

○逓野政府委員 本年大蔵省と相談しまして改正いたしました。

○安宅委員 いままでは幾らでございまして幾らになつたか、二つばかり例を言つて下さい。

○逓野政府委員 国庫金につきましてはいままでは単金三十五円、金額に対しましてはゆるゆるの料率千分の五というふうなやり方でございますが、今年度は料率のほりを廃止いたしました、すべて単金百四十円ということに改正したわけでありまして、

○安宅委員 国庫金以外の分はどうですか。

○逓野政府委員 恩給は五十円の千分の七でございまして、それを先ほど申し上げましたように百六十円という単金一本にいたしました。

○安宅委員 そうすると、これまで何年かはそのままやってきたが、こゝし初めてそういう改定が行なわれた、こういうふうに理解してよろしいですか。

○逓野政府委員 さうでございます。

○安宅委員 長いのは同じ単金でどれくらい続きましたか、たとえば国庫金などに例をとつて。

○逓野政府委員 一番長いものは十年くらいかと思ひます。

○安宅委員 こういうことはたいへん大きな問題だと思ひます。あなたの方の感想としては郵便料金は何回も、昭和三十六年か何かに小包と特殊とをちよつと上げましたね。やはり苦しいからでしよう。そういうものを、いろいろな仕事をまかされておるそういう仕事の単金というものは十年も変わらない。そうするとどういふところにあらわれてくるのです。どこかの研修所や何か配置転換になつた。そうするとそのあと補充なんといふのは郵便事業の場合には一カ月分——一カ月研修所に行くのだったら一カ月分保障してくれけれども、貯金や何かの場合には半分しか来ないとか、そういう結果になつて、非常に苦しい会計を貯金なんかやつておるのじゃないですか。そういう傾向がますますあつたのじゃないですか。具体的にそういうことを——たいへんこまかい話ですが、そういうことを何回も聞きまして、そういうことありましてね。どうですか。

○逓野政府委員 国庫の場合にはそういうことがあつたかわかりませんが、二、三年前に会計検査院からこの種預託業務で五十億ほど不足とかいうふうなお話もございまして、その後逐次定員の組みかえ、あるいは共通の費用の分担あるいはベークアップ等を勘案いたしまして、四十一年度におきましては正確な経費をもちやうというふうなことに相なつております。

○安宅委員 これは総がかり費か何かで郵政局に届けておいた。それからいろいろなかつこうで定員なんか配算していると思ひますが、そうすると郵政事業の本来の特別会計の定員のはじき方と、貯金や保険なんかの人たちが窓口でやっている、そういう人々の定員のはじき方と違っているのじゃありませんか。

○増増政府委員 定員のはじき方は郵便もすべて同じでございます。

○安宅委員 それじゃよくわかりました。

では大蔵省の方に聞きますが、これは諸物価が上がる、経済成長率が年に一〇%をこえる、人件費は上がる、そういうときに国庫金の取り扱いというものをさせておる郵政省に対して、十年間も単金を変えないでそのまゝにしておつたなどということは、大蔵省ひといじやありませんか。どう思ひますか。そんな気はしませんか。

○荒巻説明員 この単金につきましては、従来の実績によりまして、一口当たりの単金によるものと、それから料金の取り扱い高による、二本立てになつておりました。それを改めまして、従来二本立てだったものを一口当たりの単金に直すというやり方をやまして、そうして最近における物価の動向を見まして四十一年度において引き上げるといふ措置をとりました。従来据え置いたのはその点不十分だったと申されれば、今回直してありますから、まあ、まことにやむを得ないところがあったかと思ひます。

○安宅委員 これは地方自治体あたりで国民年金を取り扱わせるのです。その場合自治省が算定する一件当たりの、取り扱い数量に対する単金と、郵政省で取り扱う場合の単金と同じですか。

○荒巻説明員 自治体の関係は、私いまちよつと承知いたしております。

○安宅委員 自治体と同じだとすると、もう自治体は持ち出しできゅうきゅうしているのですよ。その証拠には郵便局だつてもうこんなものがあるから忙しいのだといふことで、現場の従業員はあつてふたつに足りていないですよ。何もかにもまた引き

受けさせられて、そのために人員が足りない、非常に困つておるのです。こういう状態といふものはあると思ひます。地方自治体と同じ立場に郵政省はあります。私はそういう意味で大蔵省に聞きたいのですが、大体予算の折衝といふのがあります。こういう定員のはじき方、単価のきめ方について郵政省はどのくらい改定を要求し、大蔵省はそれをどのくらいに抑えて、その差はどれくらいになつてゐるか、これを大蔵省ちよつと発表していただませんか。

○荒巻説明員 この単金につきましては各法律によりまして郵政省と関係各省で協議して定めることになつておりました。大蔵省としてはそれを受けて了承するといふ形になつております。いまだどのくらいの要求があつてどのくらいという御質問でございますが、その点はそういう関係がありますのでちよつとお答えいたしかねます。

○安宅委員 貯金局長、それではあなたにお伺いしますが、この改定によつていままでよりも実質上何%上がったのか。それからあなたのほうで要求したものはどれくらいあるか。押えられたものの差はどれくらいになつてゐるか、答えてください。

○増増政府委員 為替貯金業務では全体といたしましてこの個々の繰り入れにつきましての支出を大蔵省に要求いたすというやり方を現在とつておりません。為替貯金業務費といたしまして概算要求五百二十三億を要求いたしまして、この為替貯金業務費の中にこれらのすべての支出はそれぞれ含まれてくるわけでありまして、成立予算といたしましては五百四億といふことで、為替業務費全体の査定におきまして十九億の査定を受けました。それが貯金為替、振替、この付帯業務すべてにかかつていくわけでありまして、これ一つ一つにつきましての支出要求といふような方式はとつておりません。なおどのくらいふえたかといふことは、この付帯業務の収入といたしまして、前年度より約二億四千萬円ふえております。

○安宅委員 二億四千萬円ふえたといふのは何%に当たりますか。

○増増政府委員 五十五億中二億でございますから五%でございます。

○安宅委員 郵便料金は上げなければならぬ。五%ぐらい上げなければならぬといふのだったら、五%ぐらいいしか上からぬでもあなたのほうで業務支障ないのだったら、そういう諸要求も理屈は合つたのです。五%ふやされて、貯金局長、ここにこしていただ、あなたはだめじゃないですか。

だから、人件費はどれくらい上がるか、これは賃金の上昇率、それから物価の問題、いろいろあるでしょう。用紙も買わなければならぬ。いろいろなことがある。そうしたら、少なくとも一五、六%上がるのがあたりまえじゃないですか。それをどう思ひますか。

○増増政府委員 ただいま申し上げましたとおり、為替貯金業務費といたしましては、前年度四百三十億が本年度五百四億に伸びておりますので、そういう意味におきましては、為替貯金業務費といたしましては四百三十億が五百四億に伸びております。

○安宅委員 さっきの二億といふのをもう少し詳しく話してください、何がふえたんだか。

○増増政府委員 先ほど申し上げた付帯業務の単金改定による収入増が二億であります。

○安宅委員 あなた、だんごで要求するのでそういう積算なんかしておられますか。積算基礎がなくて、大蔵省これぐらい要る、何とかしてくれなんて、あなた言うの。そんなばか話があるかい。

○増増政府委員 為替貯金事業全体といたしまして予算要求するといふたてでございまして、積算基礎をあなたの方でつくるのでしようが……。

○安宅委員 それに対して、要求するときの積算基礎をあなたの方でつくるのでしようが……。

○増増政府委員 その積算要求の積算基礎は、その事業全体に対してつくりまします。

○安宅委員 大体時間もきたようですから、私は最後に聞きたいのは、電電公社の委託業務の折衝を毎年します。あれはあなたのほうの出した金額と、電電公社が言つた金額と、それから妥結した金額と三つ言つてくだされ。

○長田政府委員 大体電気通信の委託業務の関係は、御承知のように施設が基本になつております。設備が基本になつておりました。従来の基本のものに對しまして、新規の計画がどうふえ、どう減るかといふことで経費も動いてくるわけでございます。四十一年度のものにつきましては、結局一般加入電話が五万九千二百加入、それから有線放送に接続いたします局線が千四百三十四回線、地域団体加入が三百四十三局線、農村集団電話が三万八千加入、これが増加の部分でございます。

他方、減の立ちますのは、自動式直営化が百三十七局、加入数にしまして五万三千六百六十加入、自動集中合併が四十九局で七千六百二十加入、市外集中六百七十二局、電配の直営化が百九十局、こういう施設関係の増減を見まして、これは初めからその意見の食い違いがあるわけではございません。こういうものの増減を見まして、それに必要な人員といふものが算出されます。人員がございまして、従来の電気通信関係も単金の増加がございまして、(安宅委員)「そんなこと聞いてないよ」と呼ぶ。大きな意見の相違は、初めからさうございませぬ。計算していけば自然に出てくるというよりなことでございまして、その間ももちろん初めからびしゃつと両方の金額が一致している、全部こまかなところまで一致しているというわけではございませぬが、公社との関係、その経費の受け入れにつきまして、非常に大きな対立があつて、それが長い努力の末にまとまるといふような性質のものではあまりありません。

○安宅委員 答弁するんだつたら、質問のみに答えてくださいよ。そんなことは私は聞いていないよ。何を言つてゐるのだ。金額を三つ言えはいいいんだよ。

○長田政府委員 郵政省が概算要求をいたしましたのは、約四百五十億でございます。予算が決定いたしましたのは四百四十九億余りでございまして、

○安宅委員 電電公社が主張したのは……

○長田政府委員 いま電電公社が幾ら要求したかということ、私はつきり正確につかんでおりませんが、非常に大きな差があったということではないようでございます。

○安宅委員 あなたのはうが初めから四百五十億しか出さない、そういう話しか出さなかったのです。これはあなたのはうの見積りです。あとで話になって何回かやるでしょう。その途中のやつですか、初めからのやつですか。

○長田政府委員 ごく最初の段階では、いろいろ資料の未確定なこともございまして、四百八十億程度の話をしておいたそうです。だんだん資料が確定になりまして、設備計画等も固まってきたりましてからは、四百五十億ということになっております。

○安宅委員 これは答えないから君はそういうことばかり言うのです。私は、当初要求したのは何ぼで、電電公社が主張したのは何ぼで、きまつたのは何ぼかと聞いているのです。それを言うにあなは差しきりがあると思うから、途中の金額を出してみたり、電電公社が言ったことは最後まで言うつもりはないようですから、私は聞きません。大体知っているからなんということを言うたらおかしいから、私はあと追及しないけれども、そういうもの、たとえば委託を受けているもの、それから大蔵省あたりから頼まれるもの、各省から頼まれるもの、これをたくさんあなたのほうで引き受けているのですから、こういうものを第三種と同じように遠慮してはだめだということをお私に言いたいのです。あなたの顔を見ていたら非常にそれおののいているんだ。私のところに来ているのです。大蔵省からおこられるから、はつきり言わないでくれというふうなことでできているのです。これはおもしろいですね。たとえばこの改正案を見ますと、何条でございましょうか、災害地に無料の郵便物を出す。そういう場合に、大蔵省と協議しなければならぬと書いてあります。災害のときに出す無料の省令をつくるとき、なぜ大蔵省と一々協議しなければならぬのですか。大蔵省というのは、郵政省の上にあるのですか。

○長田政府委員 三十六年の改正の際にあの規定ができたわけでございますが、国の財産を無償で交付する、そういうような観点から、財政法との関係がありまして、ああいう規定ができたというふうに承知しております。

○安宅委員 はがきは郵政事業の特別会計のものじゃないのですか。そういう法律を立法したのは私たちの先輩ですから、何も文句は言いたくないけれども、いまの日本の風潮というのはそうなのではないのです。これは大蔵省がいろいろいっているところではないのです。昔陸軍いま労働組合というが、昔陸軍いま大蔵省。一々大蔵省に頭を下げていかなければならぬ機構がどこに間違っていているのです。そのために締められるところは締められておいて、仕事は円滑にいかない。その証拠には、たとえば農村集団電話なんというのは続々出てくる。そうすると八つも九つもふら下がついてくるのだから、話中になって通話が込むとつながらないのです。そうすると大きな電話局には文句がいけないのです。そこではないと思つて、さうばりつながらない電話をつけたら、このやううと言つて行くのです。郵便局の人はそんなことは何も知らないのです。ただ局線を通過していくだけですから、赤ランプがついていくだけですから、私ら何ともいたし方がないと言つたて、住民は知らない。郵便局長出せなんて言つて、いばつていけるのです。そういうことになるのです。そしてまた恩給だつて、年金だつてみなさうです。本来郵便貯金だつたら郵便貯金さやうでいいのではありません。そういうものを引き受けておいて、郵便貯金で余剰金が出たら、今度は何に使つてはいけないというのです。余剰金として残しておかなければならぬ。こういう制度になつていまして、さうでしよう。さうして剰余金は次の年度の収入に入るといふのですが、あれは幾らふえても収入に入れていいのじゃなくて、これも大蔵省と協議しなければならぬでしよう。経理局長、どうですか、さうじゃありませんか。

○淺野政府委員 九条によりまして、積み立て金に入れるように相なつております。

○安宅委員 積み立て金はわかつた。私が聞いてゐるのは、その積み立て金は次の年度の収入の中に入れて、予算の中に入れることができるのでしやう。ところがどんどんふえていつて総額何百億となつた場合に、それも次の年度の収入に入れて、さうして貯金の特別会計といふものをふくませていつて、あなたの方のほしきままにいろいろなことができるといふふうになつてゐるのかないのか、それを聞いてゐるのだ。

○淺野政府委員 その点につきましては、事業上必要な額だけを郵政特別会計に入れるようになっておりますから、見方によりましたら、おっしゃいますように、収入があるからと言つて自由には使えません。しかし、大体必要なものは郵政事業特別会計のほうに繰り入れまして、それによつて事業をやつていくといふふうになつております。

○安宅委員 大体もう時間が過ぎたから私やめまされども、金貸しをやつて、さうして金を集めて、さうして損したなんというものは、よほど頭の悪い商売のへたなやつばかりです。郵政事業といふのは、郵政事業特別会計と簡易保険と貯金と、別にはなつてゐるけれども、総合的な原価主義だと大臣が言うならば、もっと大きな意味で言えども、郵政事業が扱つてゐるものはいろいろあります。一つ保険会社をやつてゐるのだ。さうして貯金をやつて、金融機関をやつてゐるのです。金融機関をやつて、保険会社をやつて、赤字になつて同舎が建てられないなんというものは、ばかばかりそつてゐるといふことです。さうでなかつたら、それを自由にさせないために重大な規制が行なわれているといふことです。だから独立採算制といつても、郵便料金を上げなければならぬといふことになるのです。いま日本の中でりつぱな建物の建つのは、保険会社や銀行とあと事務所だ

けですよ。そういう中であつて、あなたのはうの金融機関は、もうかつた金は押えられる。集まつた金は、大蔵省に全部まき上げられる。さうしておいて、赤字になつたから大きな会社が出す郵便物はあまり値上げしたくないけれども、庶民が出す書状やなんかは、いきなり上げてつじつまを合わせよう。こういう郵政事業であるといふことなんですね。たとえば、こまかいことを言うようだけれども、ある郵便局で金を扱う。余つた金は過剰金です。私が郵便局におつたときも過剰金と言つたが、いまでもさうだと思つたのですが、過剰金ができる。郵便局に置いたらたいへんだといふので、それを上の局にあげてある。さうしてまたその局は銀行にその金を預託という形じやないと思つけれども出してある。それを、日本銀行にその金が集まるということになるわけですよ。たとえば、私も労働組合だつたら、労働組合の集めた金をどこの銀行で取り扱わせるかと言つたら、競争して来ますよ。私も取り扱つてくださいます。なぜかといふと、結局中央の労働金庫あたりにいくだけで、労働金庫の体制ができていないから、日本労働銀行なら労働銀行あるいは一般の市中銀行のルートを通じて、そつちにおさめるのだつたら、おまえのほうはそんなにうからないだらうと言つたら、一日でいいから銀行の口座を通過してもらつただけでつこうですといつて、さうしてお茶菓子の一つも包んで願ひに来ますよ。郵便局から過剰金としてきた金は、どういふ経路をとるか。日本銀行便局とかいう局に行つたら、あとはもうただであの金は動いてゐるでしやう。さうじゃありませんか。経理局長どうですか。さういふふうになつてゐますね。あれはただだね。

○淺野政府委員 日本銀行に入りまして、日本銀行預託、ここに入りまして場合はただでございまして、ただ一定量翌日払い等の操作を考へまして、それを越しました分につきましては、余剰金としてまして預金部に入れております。これにつきましては一定の利子をつけておるわけでありまして。

○安宅委員 そうではなくて、余剰金として市中銀行に入るものがありますね。そうでしょう。それは市中銀行は利息をつけるのでしょう。それで、それから電報で決済をするために、日本銀行に入る前に若干の日にちがあるでしょう。その金はただでしょう。どうなんですか。決済までの間……

○逓野政府委員 各末端の郵便局にありますお金は、翌日支払分等を考慮いたしまして、収支の二分と三分とを、その局によって相当幅がござりますが、保管等のために市中銀行に預けております。それからそれは収支の差額の何日分でありまして、額は非常に少のうございます。それを越しましたものは、いまおっしゃいました日本銀行便局まで持ってまいりました。そこから日本銀行に入るわけでありまして、入りますと、これは利子がつきません。市中銀行の分につきましては、大体日歩六厘くらいがついております。

○安宅委員 こまかいことを言うようだけれども、日本銀行便局でも、日本銀行の本店かどこかと決済のための手続をしますね。一日か半日かあるでしょう。三日か二日か知りませんが、その間のやつは日本銀行の代理店か何かでやるのでしょうから、日本銀行はその間の口座の中に郵政省の金を持つていこうことになりませんか。

○逓野政府委員 その分はなっておりますが、額はそうたいしたものじゃないですね。あんた何言っている。だから経理局長ばやとしていというのです。たいした金だ。ただ期間が短いということだけですよ。そうでしょう。金額は多いけれども、期間が短い。ただそれだけです。それだけでも市中銀行はもうかっているのです。そんなんですよ。そういうことから全部計算していったら、自動選別機を設けたり、それから定員を減らしたりすることばかりして、内弁慶みたいな政策をとらないで、電報公社あたりからもう少しとらなければならぬときはとらなければならぬ。

国民年金なんか仕事をあずけられたら、高くその手数料をもらわなければ郵政省では引き受けません。こういうふうなことをずっとしていったら、何も郵便料金を値上げしなくてもいいけるような、そういうことを考えなければだめじゃないかということを私は言っているのです。強いほうには頭をへこべこ下げて放しで、そうして今度弱いところには、郵便料金を上げておいて、どうかひとつ通してくだされいといつても、そう問屋はおろさないのです。どうなんですか、そういう考え方は改めてもらわなければならぬ、私はそう思うのですけれども、郵務局長、そういうことを言われて感ずるところありませんかね。

○長田政府委員 いろいろ問題になっておりましたダイレクトメール等、五種の料金などが非常に割り高だといつて、その差し出し人等から苦情も出ておりますし、確かに仰せのような幾つかの問題点はあるかと思いますが、総体としては御趣旨の方向にも沿っているのではないかとこのように考へております。

○安宅委員 最後までそう突っぱねるのだったら、私は最後にもう一回言う。こまかいことを言うようだけれども、はがき一枚返すか二十枚しか返さないかということも、庶民を守るためにはなくて、印刷会社を守るためにつくった法律じゃないか。そうだろう。印刷業者から陳情がございまして、あなた正直に言っているじゃないか。そういうところからの陳情だったから何でも聞くけれども、はがきを上げないでください、手紙を上げないでくださいという庶民の願いは、一つもあなたのほうでは考慮してないの、このたびの郵便料金の値上げですよ。だから、一枚だつて返しますというところは、なるほど庶民の願いを聞いたということになるけれども、二十枚以上まともな返ればかえらないなんというやり方は、印刷会社、印刷業界からの陳情があったから、あなたのほうではそういうことを考えたまでの話じゃありませんか。そうしておいたらいいさいが悪いから、書き損じまで書かないとぐあ

いが悪いだろう、こういうふうになったじゃありませんか。何でもそうなんです。何でもそうなんです。この間私が関連質問で言ったことを忘れてしまるところだ。あれはどうですか。会計課長のところにはやはり一々行かなければならぬませんか。そうすると、窓口を設けないで、どこへ行くのです。窓口へ一番先に行つて、かえてくだされいと言つていくでしょう。私の係じゃありませんから会計課長のところへ行ってくだされいと言ひ。会計課長のところへ行く。階段がどこか、入り口がどこか、郵便局はわけがわからないじゃないか。全通のオルグその他外部者は局長の許可がなければ入つてはならないと書いてあるところばかりだ。そんなことを書いてないところといつたら、便所のくみ取り口だけじゃないか。何言っているのだ。どこから行くのだ。最後に聞いておく。あれも最後まで御趣旨に沿っていると思つていいのか。御趣旨に沿っていないから質問しているのだよ。

○長田政府委員 私は書き損じはがきの問題につきまして、印刷業界と接触したことは全然ございせんが、しかし業界からのこともあったということも承知はしております。ただ、私も、先般申し上げましたようなやり方を考えましたのは、ひとえに都市の無集配の窓口などが狭くて相当混んでいっているというところからあつたことを考へましたわけで、その後いろいろ御審議の過程に出ました内容等をよく考へまして、今後の取り扱いについては検討し、案をつくつてまいりたい、かように考へております。

○安宅委員 最後に私は、こんなばか改正案はだめだといふことだ。こんなものを出してくるあなた、頭が少ししろ向きについているみたい、な気がするね。そうでしょう。あなたは、私が要求した資料を出さないね。会計課というものは、二階にあるのと、窓口から離れているか離れていないかは別として、一階にあるのと、調べてこいと言つた。建築部長、いま郵便局を設計しているの

は、局長とか会計課長なんというのはみな二階だろ。大きい局だつたら、窓口から離れている別な部屋になつていよう。窓口の付近で、そういう大衆の要望にこたえてはがきを返したり何かできるような位置にありませんか。設計をまるつきり変えなければならぬ、こういう省令が出たら。そう思いませんか。

○奥山説明員 先般の先生の御要求の資料でございまして、全国に、集配局と申し上げますのは、普通局、特定局合わせまして五千七百数十局ございまして、これについて、先生のおっしゃいましたように、会計を扱う部屋が二階にあるものもある、三階にあるものもある。それから一階の場合で、窓口と距離がどのくらいかというのを全部精査するのは、一々図面を広げてチェックしなければならぬ、すぐまとめるというわけにはまいりません。それでとりあえず東京郵政局と長野郵政局管内の分につきましては、庶務会計を扱つておりますのが、二階以上にあるのはどのくらいあるかということだけを調査いたしました結果を申し上げますと、別々に申してもあれでございまして、東京と長野を合わせました数で申し上げます。それによりますと、個々の数はあれでございまして、よりから普通局で二階以上に会計の担当がある場合、割合で申し上げますと九七・一％が二階以上でございます。二・九％が一階。それから特定局の場合は逆でございまして、二階以上にあるものが一・八％、一階にございするのが八八・二％。総平均で申し上げますと、一階にございするのが七〇・四％、二階以上が二九・六％、こういう数字になつております。

○安宅委員 だから、はがきを取りかえるのだつたら、かえつて無集配の郵便局のほうで、局長さんといつて、ああそうか、また書き損じかといつて取りかえてくれるのですよ。それを集配郵便局しかだめだとかばかことを言うから、頭が少しろについているといふのです。私はこれで質問を終わります。

○砂原委員長 松井政吉君。

○松井(政)委員 理事諸君のほうから、あまり夕方おそくまでやるなど言われております。だから、端的に伺いますから端的にお答えいただきたい。

委員長に一言釈明をかねて申し上げておきますが、どだい通信委員会というのは、与野党仲がいいというので評判の歴史がある。これはしたがって、反対の法案もすいぶんあるし、共同して修正したのもすいぶんある。野党の委員長がなったのも郵政、通信委員会が一番多いと思う。ところが、そういう中で運営した中に、重大なる根本的なものの方から対立している法案がかけられておるわけだ。その委員会は、野党の委員長のときでも与党の諸君はすいぶん勉強していただいた。定足数を欠いたなんというのはいけません。ごく最近では存じませんけれども、長いことやっておりましたが、そんなにございせん。だから、昨日も私は申し上げましたけれども、実際のわれわれの先輩である、大臣、政務次官、常任委員長等を歴任いたしました方々が、ずっと野党の質問を黙ってすわって聞いているのはつらいだろうと思っております。私はむしろ敬意をすら払いたい方おります。連日ちゃんと出席なさっておる。しかしながら、それは国民に対して、それから国会法、衆議院規則、憲法の定めるところによって立法者としての責任を果たしたいから——もし採決の日になったら委員長どうするつもりですか。この状態ではおそろしく採決しますまい。一日も出席しない者がだあつと来て採決するでございまいしょう。その運営が、こういう重要な法案がかけられているのに、正しい委員長としての運営の方法であるかどうか、委員長としての姿勢について一言お伺いしたいと思っております。

○砂原委員長 お答えいたします。

松井先生のお話、しごくごもっともだと思います。私の委員長としての職責は、当然、与野党を問わず、委員である限り御出席を願うことが委員会の運営の当然のことだと考えております。ただ与党のみが定足数に満たないという筋のもの

ではないと考えておりますので、与野党のいずれへも御出席方を督促をいたしております。特に与党側のほうの出席が悪いようでございますから、その面に対してはあらゆる手段を講じて出席方を督促をいたしております。

私は、委員会の運営にあたっては、当初ごあいさつを申し上げましたように民主的な運営をして、野党の諸君の御意見は十分に論議を尽くしていただきたいという考え方をもちまして委員会を御勉強願うように最初からお願いをいたしておるのがあります。与党の議員も野党の議員も、国会に議席を持つ者の当然の義務でございますから、ただ委員長だけが人を首へ綱をつけて引っぱってくるわけにはいきません。これはおのおの国会議員の職責を全うしていただくことに委員各位の御理解をお願い申し上げます。

○松井(政)委員 委員長、よくないということを一一言言えは済むのに、あなたがいろいろ理屈を言うなら一言申し上げますが、社会党のほうには五人出れば過半数です。あなたのほうは過半数と言えは十名出なければならぬ。常任委員長が野党に多数を占めておる。常任委員長が野党に多数を占めておる。ところが定足数は与党が責任を持つから、常任委員長は全部与党にくれというのでそういう形がとられている。そうすればそのときから定足数に対する責任は与党にあるのです。あなたは与党の委員長でしよう。そうしたら、定数を欠いたら、委員長がいま申し上げられたりつばな姿勢ならば、やはり休憩をしてまたやるということが妥当なんですよ。それでしょ。——答弁は要らないですよ。与党の理事の諸君はどれだけ努力しているかわかりません。よくはよくわかるのです。だから委員長はそう思っておるが議員が来ないようなことを言わねほろがいい。理事の諸君はどんなに心配して毎日やっているかわからないのです。だからもし定数が足りない場合は、委員長は議事をやめられて、休憩をして理事の諸君に頼んだらいいですよ。だから理屈は言わねほろがいいですよ。私はそう思いますけれども、与野党とも出席しないほうが悪いようなことを言わねほろがいい。これははつきりケリをつけておきたい。

○砂原委員長 決して与野党の委員がいいとか悪いとかいふのじゃないですよ……。

○松井(政)委員 私は答弁は要らぬというのに答弁しますか。答弁するつもりならなさってけっこうですよ。——答弁は要らぬけれども、その点は考えておきなさい。

私は与党の議員諸君の悪口を言おうと思わぬ。むしろ感謝している。毎日出席しておる願ふれはきまつておる。理事の諸君は心配しておる。それは長い間の国会議員である以上われわれもちゃんとわかる。だから委員長としてはそういう心がまえも必要だということを申し上げたい。よろしくございせん。答弁は要らないですよ。あなたそれじゃ質問に入ります。

それで郵政省の当局者にお願いをいたしますが、郵政業務全般にわたると思ひます。ただし直接郵便法の改正に關係がないと思はれる電波、放送、電電公社の企業運営等には触れませんから、郵政事業とは何ぞやというその中身の問題を中心にやりますが、広範にわたると思ひます。だから御了承のほどをお願いしたいと思います。

最初に、大臣にお伺いしますが、あげ足を考えるは一つもございせん。けれども、大臣の考え方、基本になる問題でありますからお伺いしますが、一部改正する法律案の大臣の提案理由の説明の中で、利用者に対するサービスのあななは本会議でも強いことばで説明なさった。そのサービスの内容が値上げですか。この点についてあなた

の基本的な考えをひとつ聞かしてもらいたい。

○郵務大臣 郵便事業が非常に苦しい状態で推移をしております。四十年度の当初ですでに実質赤字を出しております。それで郵便料金の値上げをお願いせざるを得なくなりました。そこに至るまでに郵便事業のサービスの面でもやむを得ず著しく低下いたしております。したがっていま

て、郵便料金の値上げの機会に——もちろんなかなか一挙にサービスの向上はできません。むしろサービスの前提になる局舎の改善でありますとか、機械化とかいうようなこともありますから、それをとらえてすぐ利用者へのサービスの向上とは言えないで、むしろささいな窓口の事務でありますとか、それから専用自動車便の増強だとか、主として送達速度を確保します点をさしてサービスの向上と申しておりますが、将来は次第によくなつてまいらると思ひますけれども、ただいまのところはいままですべきことができずにおりました。したが、それをこの機会に改めてまいりたい、そういう程度で、非常に高度のものがまだできないことを残念に思っております。

○松井(政)委員 そりすると大臣はただいま申し上げたようなサービスの改善をしたい、しかし料金値上げをさしてサービスの改善だと言っているのじゃないという解釈でいいのですか。あなたの説明はそうなつていませんよ。そういう解釈でよろしゅうございせんか。

○郵務大臣 料金値上げ即サービスの改善というよりなつてもいいでございせん。ただ料金の値上げをお願いして収支のバランスを得ることによつて、いままでの赤字の穴埋めもいたしますが、同時にサービスの改善なり企業の合理化ができるように相なります。こういうぐあいの考えでございせん。もしこのはの足らぬ点がございしたら、そりいうぐあいにお聞き取りをお願いします。

○松井(政)委員 それではお伺いしますが、赤字になつた理由を強調されておられますが、五十六億円の赤字というのを、その内容を具体的につまびらかにしていただきたい。

○逓野政府委員 昨年の予算におきまして当初から五十六億不足をいたしております。それが五十六億円の赤字であります。——内容でございせんか。

○松井(政)委員 なんで赤字になつたか……。

○逓野政府委員 それはここ数年來人件費が上がつてきております。それから物価の伸びが、この

ごろは大体とまっておりますが、去年、おとし年々減つてきておつたわけでありませう。それよりもまして人件費の増加があつたという点が赤字の大きな原因である、かように考へております。

○松井(政)委員 大臣にお伺いしますが、いま経理局長は肝心な基本には触れないのです。一体物価の上昇というのが影響があるのかないのかというところに一つも触れないのです。物価の上昇があつたので人件費が増つたというところになるのじゃないですか。物価の上昇が赤字の原因を刺激したのかしないのか、その点をはっきりしていただきたい。あとで関連がありますから……。

○都国務大臣 郵政事業が、その大部分が人件費である事業であることは申すまでもございませうし、それから人件費が上がつてまいりまするときには、当然民間の賃金でありますとか、物価の動向とか、こういうことを考へて賃金がきまつてまいります。そういう意味合いでは人件費の要素の中に入つてゐることは当然だと思ひます。

○松井(政)委員 そうしたら物価の値上げが原因だということはお認めですね。

○都国務大臣 賃金全体が、そうしたいろいろな要素を御案内のうちに含んでおります。その中の一つに物価が入つてゐることはそのとおりでございます。

○松井(政)委員 物価の上昇率とあつさり考へてもらへば文句はないのですが、物価の上昇率とベースアップの上昇率というのは違ひです。だから物価が原因だと考へてもそれはそれで済むのに、あなたのほうは人件費だ、人件費だといふからまた理屈が出てくるのです。そうじゃないですか。物価の上昇率とベースアップの上昇率は違ひです。違ひからあなたのところの従業員も、ベースアップの高額要求をしてゐるのです。だから、物価の上昇が要するに料金の値上げを招いたんだと明確に答へてもらへば、事はそれで済むのです。私のほうは理屈は要らないのです。

○都国務大臣 私が申し上げておりますのは、去年の暮れの組合との話し合いの話であります。

いつの場合でもそうでございませうけれども、民間賃金と同じようないろいろな要素で考へておりますこと、したがひまして、それが結局事業全体の要素の八割以上というものは人件費で占めておつて、その賃金の要素の中に物価が入つておるのでございませうから、そういう意味合いで私申し上げましたので、そういう意味合いで御理解いただければそれで十分でございませう。

○松井(政)委員 それは逆でしよう。物価の上昇が人件費の増をおつたのでしよう。生活の指数からいつても物価指数からいつてもそうでしょう。だからあなたのおっしゃるのとは逆なんです。だから物価の上昇が勢ひ生活の安定のためには人件費を上昇しなければならぬことになつた、こういうことなんですよ。こんなところで時間とりたくないのです。そのとおりなんだから、そのとおりだと言つてもらへばいいのです。

○都国務大臣 私の、人件費が全体の収支に響いてゐる、その人件費の要素に物価が入つてゐる——それはおっしゃる通りに、賃金の上昇率と物価の伸び率とがそのまゝ一緒になつておらぬこと、そのとおりでございませう。ですからそういう意味合いで、物価といふものを要素に入つておるんだという私の答え方でひとつ御了解願ひます。

○松井(政)委員 それではお伺いをいたしますが、今度の値上げの理由となつたのはいま答弁なさつたような理由で、赤字になつたから値上げをするのか、物価の変動、経済の動き等に基づく社会情勢のたてまえから値上げを考へられたのか、このところの基本的な考え方についてお答えを願ひたい。

○都国務大臣 先ほどの安宅さんのお話の中にもございませうが、物の伸びといふものはやはりある程度健全な伸びをしておりませうけれども、しかしながら物の伸びが異常に好調に伸びて、それが近ごろそれまでの伸びのような伸びをしなくなつてきた、鈍化してまいつた、こうしたことは事実でございませう。したがつて、それが景氣の影響を受けておるといふことで、結局収入の大部分というものはほかにないのでございませうから、そうするとそれが物に影響してゐる、物の伸びがやや鈍化をした傾向を近時見せてゐる、それは景氣の動向の影響を受けておるといふ意味合いにおいては、景氣の影響を強く受けておるわけにございませう。

○松井(政)委員 そうすれば、やはり社会情勢の変動もお認めのわけですね。

○都国務大臣 景氣、したがつて社会情勢。ただこゝで申し上げたいことは、賃金全体と郵便料金というものの、公共事業の料金というものが大体一つの傾向を持つておりますから、郵便料金だけが特殊の影響というものがあつたのじゃなくて、たゞ一時非常によくて、そうして最近また鈍化したというところに、社会事情なり景氣なりが特に端的にあらわれておるといふことは言えると思ひます。

○松井(政)委員 郵政大臣からそれ以外に収入がないといふおことばがございませうが、それはあとで間違ひであることを指摘していきたいと思ひます。

御承知のように、郵政事業特別会計法に郵政事業とは何たるかという範圍が明確にきめられております。その中には簡易保険も入つております。これが郵政事業全体でございませう。だからその中で——あとで具体的に説明しますが、そこで、どうしても郵政事業とは何ぞや、郵政事業全体を考へて事業を經營することについてどうやうたらいいかという考え方の質問に触れざるを得ないのです。

そこでお伺ひいたしますが、世界各国で郵政事業を國營事業でやつておらない國がございませうか、ちよつと答へてくだされう。

○都国務大臣 私は、こうした独占事業を國營以外でやつてゐるところはないと思ひます。

○松井(政)委員 そうすれば、外国の事業内容も当局は勉強されておると思ひますから、きゐめて質問がしやすいのですが、まず簡易保険關係についてお伺ひをいたします。

現在簡保の加入者に対する保険料金が総額で幾らあつて、——それから財投關係のほうはわかつておりますから、こまかい説明は要りません。総額は幾らあつて、財投に回した分が幾らあつて、その他の部分について運用してゐる金額が幾らかということをお伺ひとつて御説明願ひませんか。

○武田(功)政府委員 いまのお尋ねの第一点は、保険料収入のことかと存じますが、個々の保険料といたしまして、保険の種類は非常にたくさんございませうので、ちよつとそれに一々御説明申し上げかねます。

お尋ねの趣旨を保険料収入といたしますと、四十一年度の保険料収入は、四十一年度予算額といたしまして二千七百七十一億でございませう。

それでお尋ねの第二点の、今度これの運用關係でございませうが、運用關係は四十一年度千七百億を財投關係に出しまして、そうしてなお契約者貸し付けをそのほかに百億、こういうこととございませう。

○松井(政)委員 契約者關係に運用してゐる部分は、額にしてどのくらいです。

○武田(功)政府委員 四十一年度は百億を予定しております。

○松井(政)委員 そうすると、保険事業全体として採算の結果はどうなつてゐますか。欠損になつておりますか、利益になつておりますか。

○武田(功)政府委員 お尋ねの利益というふうなことは、財投の立て方でもつて少し違ひますので、簡単に申し上げますと、私のほうの特別會計からいいますと、一応剰余金が四十一年度で百五十億出るといふ予算を立てております。

○松井(政)委員 百五十億の剰余金の使途はどう考へておられますか。

○武田(功)政府委員 この剰余金は年々翌年の積み立て金にまた繰り入れるものでございませうが、保険加入者の利益をはかるために、ある程度の額に達しますと配当を増配するといふことを考へております。したがひまして、ただいまのところ一応百五十億でございませうが、四十一年の年度末決算

の状況を見ました上で、多少配当を考えてもいいかと存じております。

○松井(政)委員 それではこの中身について、郵政事業、まあ郵政省当局ですか、郵政省としてこの金を運用しておる金額は幾らですか。四十年、四十一年度の見通しについてお答えをお願いします。

○武田(功)政府委員 簡保は御案内のように郵政大臣が直接管理運営いたしておりますので、先ほど申し上げました額が四十一年度の予算の額でございます。四十年は千億を財政に計上いたしまして、そしてやはりそのほかに契約者貸し付けを百億見込んで実施いたした次第でございます。

○松井(政)委員 私の質問はそうじゃない。質問が悪かったのですが、財政投融資の中で郵政事業に使う金は幾らか。

○武田(功)政府委員 取り違えまして失礼いたしました。郵政事業特別会計には四十年に五十七億、それから四十一年度は三十億を予定しております。

○松井(政)委員 その使途の内容を説明していただきたい。

○浅野政府委員 建設勘定借入金にそれを郵政事業のほうで借りております。

○松井(政)委員 なぜ四十年五十七億を四十年三十三億に減らしたのか。それとも大蔵省で減らされたのか。このいきさつと減らした原因について御説明願いたい。

○浅野政府委員 郵政省の四十年におきます建設勘定は総額で百十五億でございます。本年度は百七十五億になっております。百七十五億のうち、これは郵便事業のほうから剰余金が出るものとして、それを六十億持つてまいっております。したがって借入金金は三十億でございます。ちやうど現在の建築能力その他からいまして十二分である、こういったところから昨年度の五十七億に對しまして三十億に減らしたわけでございます。

○松井(政)委員 郵便事業の剰余金というのは出ると思っていますか。赤字になって値上げしてお

るのでしょう。ちよつと説明の内容が違ふのじゃないですか。

○浅野政府委員 今回御了承いただきました予算におきまして、三十億郵政事業特別会計において計上していただいた次第でございます。

○松井(政)委員 計上したことを聞いていないのじゃないですか。赤字になって値上げをしなればならない郵便事業から剰余金が出る。財政からくる郵政事業に使う金を五十七億から三十億に減らしたというあなたの答弁でしよう。郵便事業から剰余金はどうやって出るんですか。(森本委員「七月一日に値上げするから出るんだらうが」と呼ぶ)それならそれではつきり言いなさい。そのから剰余金が出るのはつきり言いなさい。

○浅野政府委員 自己資金として出すように相なっておりますが……(森本委員「七月一日から値上げするからさういふふうになってくるんだらう、値上げするから、それだけもうかってくるんだらう」と呼ぶ)百七十五億といたしましては、償却と借入金と……

○松井(政)委員 そんなこと聞いているんじゃないんだよ。あなたは郵便事業から剰余金が出るから財政投融資から郵政事業に回す金が五十七億から三十億になったと答弁したでしよう。それならば、郵便事業の剰余金というのは値上げをしたから利益になって剰余金が出るのか、値上げをしなくても剰余金が出ると見て建設資金の中で減らしたのか、この点はつきり答えてもらいたいのです。聞いたことだけ答えてもらえばいいのです。

○浅野政府委員 値上げを前提といたしております。

○松井(政)委員 それじゃ、値上げを前提としていふのは、今度の値上げによってどれだけ剰余金が出る見通しか、その点ひとつ……

○浅野政府委員 五十九億剰余剰余金を得るものと考えております。

○松井(政)委員 それならば大臣、大臣は先ほど五十六億の赤字が出ておる、それを補てんしなけ

ればならぬことが一つ、経済情勢の動きが一つ、そういうものを加味して今度の公共料金としての郵便料金の値上げをするとおっしゃいましたね。

そこで五十六億赤字があるのに値上げをして五十九億剰余金を出すというのは、値上げをしたら一体国民負担の総額は幾らになるのか、これをひとつお答え願いたい。おかしいじゃないですか。

○郵務大臣 私が申ししたのは、四十年でそれまでの持ち越しの五十六億というものを持ち越しで埋めました。それで四十年の収支というのを合わせたわけでございます。今度現年度で二百八十六億増収という収支の見込みを立てました。二百八十六億の郵便料金値上げ分を含めまして収支の見込みを立てました。そうするとただいま申しました五十九億というものが出てまいります。それを建設に回しました。こういうことでござい

ます。

○松井(政)委員 それじゃここで伺います、建設勘定の中における特定局を中心とした局舎の建設には、どれだけの予算を取っておりますか。

○浅野政府委員 約十七億余であります。

○松井(政)委員 この十七億というのは、四十年と四十一年度を比べて増になっていきますか、減っておりますか。

○浅野政府委員 二億余りふえております。

○松井(政)委員 そうすると、特定局を中心にして局舎建設に合計幾らの建設資金になっていきますか。これから回分は去年より二億ふえていくけれども、全体として幾ら出ておりますか。

○浅野政府委員 ちよつとお尋ねいたしますが、土地はどうなっておりますか、土地を入れての局舎でありますか。

○松井(政)委員 全部です。

○浅野政府委員 郵便局並びに地方貯金局等入れますと大半であります。百七十五億のうち大半が局舎並びに地方貯金局その他であります。人件費等には七億ぐらいかと思ひます。

○松井(政)委員 これは、大臣ちよつと伺ひしますが、特定局舎の問題と特定局制度の問題とい

うのは、局舎の国営を原則とすることによって人事、制度の運営も根本的に違ってくるということ

はあなたも御承知ですね。そのために、要するに国営局舎をどんどんつくれというので、十年も前から当委員会と野党一致して議論して、それはお

たくの従業員諸君が割り当てで受けて末端で苦勞しながら集めた簡易保険金等を使ってどん

んやれということ、これも与野党考え方は一致して、そして幾たびか決議をしておるのです。そしてその決議の趣旨に従ひまして、附帯決議の原

案がここにありますが、これは何べんもやりました、三十年の七月十九日の衆議院の当委員会においては、与野党満場一致で、百分の三は必ず局舎建設に使わなければならないという決議をして

おるのです。さういふたてまえになつてゐるのに、なぜ四十年から本年度減らしたのか、それを減らして、さうして国会の決議まで曲げて料金値上げをしなればならぬという考え方をどういう

わけで持ったか、この点はひとつ明確に大臣として答えてほしい。これは野党だけの問題ではない。当委員会の満場一致の決議なんです。なぜ曲

げたか。

○郵務大臣 当委員会の御意見もあり、それから調査会の御答申もあり、私の承知しておりますところでは、この五カ年間の計画でも、まず手始めには大都市等で借り入れ困難なところに国営化というのを極力進めるといふことで計画を立てておりますことを承知いたしております。本年度も予算額においては私はふえておつたのだと承知をいたしております。

○森本委員 これは先ほど松井さんが言われたとおり、わが党が委員長をやつておつた当時、簡易保険の運用権の問題について非常にめだたけであります。そのときに最終的に——當時はまだ自由党と民主党と左右両派の社会党、四つの政党でありました。四つの政党の理事が集まりましてこの附帯決議をつけて、この附帯決議については、百分の三のうちの半分は特定局舎に大体回しまし

通したわけでは、これを大体五、六年は忠実に実行しておいたわけだ。ところが委員会のほうで少し黙ってあった。そのうちに、どこか知らぬうちにぼこぼこやっておる。かりにこの決議のとおりいったとすると、本年は、簡易保険局長、貸さなければならぬ率は何ぼになるのですか。

○武田(功)政府委員 百分の三といいたしますと約五十一億かと思ひます。

○松井(政)委員 それを承知して、大臣、どうして減らしたのですか。あなた知らなかったというなら知らなかったでいいです。

○都国務大臣 私はその御決議の趣旨そのもの、状況をよく存じませんが、とにかく百七十五億という総額をふやしましたこと、それから普通局で四百局、特定局で六百局という計画で進めておるといふことでありますから、あるいは事では御決議の趣旨そのまゝにいつておらぬかもしれせんけれども、局を建てるというのではかなり推進をいたしておるといふぐあいに私は考へております。しかし、御決議の趣旨といふのは保険局長の話を聞きますと、まだもつと出すべきものであるかもしれせん。この点はさらに將來考へさせていたしたいと思ひます。

○森本委員 これは考へさせていたたくといふことよりも、こういう決議をしてつとやるといふことになつておるわけでありまして、立法の趣旨を十分に尊重してやりますといふことを歴代の大任が言つておるわけですから、かりに現在の予算の編成からいつて本年はこの百分の三を必要がないとするならば、あらかじめやはり大臣が委員長なら委員長に、実は郵政省としては、こういう決議があるけれども、今年度は料金値上げをやつて、こうこういふことになるから、ひとつ委員会のほうにも了承願うといふようなことは、非公式ぐらゐにやつても私は差しつかえないと思ひます。何にもそれを言わずに、国会の決議は十分に尊重いたしますといふことを言つておきながら、それをかつてに料金の値上げによつて踏み破る。今後そういうことであるとすれば、当委員会

において何ぼ審議をしてもだめだ、こういうことになるわけですよ。大臣、この政治的な問題を明らかにしてもらいたい。

○都国務大臣 郵便局舎を普通局、特定局、先ほど申し上げましたように合計して千局といふのを五カ年の計画で盛り込んでおります。そうして総額においては相当大幅の予算を本年持つことができました。御決議の趣旨との関係につきましては、確かにその経過で、あるいは委員長なりに申し上げるべきことが落ちておりましたら、その点はおわびを申し上げます。

○松井(政)委員 それは大臣が率直に認めたからそれでいいと思ひますが、この中で地方公共団体、これもいまの保険局長、当時の運用課長さん時代だったと思うのですが、直接立法に当たつたのじゃないですか。——それではいまの局長さんの中にいらつしやらないと思ひますが、これも与野党一致して簡保の金は零細なる末端の積み立て金であるから積み立てをして、現地の郵便局の窓口で貸し出しの道を開こうじゃないか。無制限にやるわけにいかないから、地方公共団体が、たとえば自治体であるならば、議会等で議決をした場合に貸し出しをやるというのでそれを実施しているわけですね。地方の自治体は非常に喜んでゐるわけですね。その四十年の総額と、本年度の見直し額とについてひとつ説明していただませんか。

○武田(功)政府委員 地方公共団体への融資でございますが、長期の分といひまして、昭和四十年度は四百二十億、それから四十一年度は六百八十億を予定しております。

○森本委員 大臣の先ほどの答弁について、松井委員が一応了承せられたことは、本年の問題についてそういうことであるとするならば、まあ大臣が率直に言つたからやむを得ぬだろうといふことであつて、来年度以降については、やはりこの決議は依然として生きておるといふことをわれわれは確認しておるわけでありまして、その点ひとつ間違えないように……。この委員会において、いま、大臣が了承せられたから来年度からはもうそれ

れをやる必要がないといふことではありませんよ。大臣、その点はつきりしておいてください。

○都国務大臣 当委員会の御決議といふのはいつも十分尊重をいたすことは当然でございます。ただ、この附帯決議もいま拝見をいたしましたし、これの決議されましたときの模様等は十分私も読ましていただくことにいたします。

○松井(政)委員 そういたしますと、これは政治論ですから大臣にお伺ひいたしますが、要するに簡易保険金、郵便貯金でもそうですが、あとでまたお伺ひいたしますけれども、要するに簡易保険金の積み立て金の額がきまつて、それを全国の末端の郵便局でどういふ形でこなしていくか、それにはきつり割り当てまで行なつてこなしていくわけですね。それで加入者をふやすために、額をふやすために従業員を奨励してやつていくわけですね。そうして集めた金を財投予算で運営する場合でも、そういう金でありますから、国民の福祉のために、末端の公共事業のために、あるいは郵政事業直接の局舎建設等に多く使いたいという気持ち、あなた、郵政大臣として起きませんか。それともその金はもう集める努力だけで集めつぱなし、集めさせただけでいいと思ひますか。要するに、地方公共団体に貸す道を開いたのも与野党一致して当然地方の事業に役に立たすべきだし、公共的な施設、それから百分の三の決議、こういう金は郵政事業の建設資金に極力回せといふ趣旨が国会全体の意思です。本年度の財投予算の編成にあつて、あなたはそういうことを考へられたことがありますか。これがあたりまえだと思つてゐるのですか。いや、大臣に聞いておる。に、私から融資の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

先ほど申し上げました財投の額の配分は、郵政事業特別会計、それから政府機関といたしまして国鉄その他公庫がございます。それから地方公共団体が六百八十億になつております。そしてまた公庫が……

○松井(政)委員 それはわかつておるのです。全部わかつておる。だからよいことを言わぬでほしい。私のほうは、国有鉄道に去年三十億、本年百億、ちゃんとわかつておる。農林公庫に幾ら、中小公庫に幾ら、国民公庫に幾らとわかつておる。だけれども、聞く必要のないところは聞かないのです。だから答弁要らぬのです。だから、郵政事業に使ふといふことで特に百分の三の国会決議もあり、それから国会で満場一致地方公共団体に貸し出しの道を開いた。これは郵便局の窓口を開いた。世間からいろいろ抵抗があつた。銀行協会からも抵抗があつた。大蔵省からも意見が出た。しかし、これは国会として満場一致でやつたのだ。この簡保の金等は郵政事業の建設資金、それから地方の公共団体等によけい使ふといふ歴代の国会における与野党一致した意見できておるわけですね。それを本年度は郵政事業に對しては逆に減らされておる。地方公共団体についてはふやそうといふ意思のなかから議論の中に出ておらない。それで簡保といふものの性格からあなたよろしいと考へておられるのか。地方公共団体に貸し付けをふやしたい、あるいは郵政事業の百分の三以上も使いたいと思ひが、できなかったといふのか、その点の考へ方を大臣に聞いておるわけですね。

○都国務大臣 簡保の金、もちろん申すまでもなく加入者の利益をはかりますこと、地方への還元、公共の利益に資しますよう、したがひまして、余裕金の直接運用と將來実現してまいりたい問題、たくさんございます。したがひまして、そういういまの松井さんのお気持ち、これは私も同じような気持ちでおります。ただ、局長が申しかけましたように、運用計画そのものは大体そういう地方還元等の趣旨を立てながらできておるようには私は考へております。

○松井(政)委員 いや、そうなつておらないですよ。おそろしく局長さんが答へかけたのも、住宅公団とか国民公庫とかは直接社会福祉の關係であり、そういうことを答へたいのだらうと思ひ

のです。あるいは簡保に加入しておる者に対するサービスも間接的にはその面からこたえたいのだからと思う。そういうことが決議されて論議されてきておるのじゃないのです。国会の決議と考える方は直接なんですか。これは与野党一致してきておるのです。だから、通信委員会は仲よし委員会だといわれてきた。ところが本年はその逆をやっておるところに問題があるのです。

それからもう一つ、あなたのお考えではつきりしておきたいのは、要するに、簡易保険等の制限額引き上げの問題、これも与野党一致してきておるのです。そうして加入者をふやし、額をふやすことに国会としては与野党一致して努力してきたのです。それは郵政事業の建設資金によい回した、あるいは加入者を含めた地方の公共企業体等に金の面におけるサービスを拡大したいという考え方で書いておるのじゃないですか。そうすると電源開発——これを読みますと、九電力の民間独占企業に昨年度二十億、本年二十四億円を計画しておる。このことを鬼の首でも取ったように運用面ですぐふん懲懲しています。この考え方というものは、歴代簡易保険の運用に關して与野党一致で国会で論議し、すべてをやってきた考え方とは逆な考え方です。電源開発、それから、あるいは九電力、そういうものにこの金が回っています。が、東北電力の例を見ても、金が足りなくなれば、簡易保険金でも何でもいから財政投融資の金をよこせ、しかし配当は一割する、それから、足らなければ電気料金を上げると言う。そういう事業にこの金を使うことが、あなたは妥当と考えるのか。それも郵政事業の末端における従業員が夜も寝ずに集めた金なんです。その金を郵政事業の局舎をよくしたり、新しくしたりするために使うのが妥当というのか。あるいはまた地方公共団体等でおそらく——あとで説明してもらいますけれども、借りていない市町村があつたら説明してほしい。ほとんど全部が利用していると思うのです。大体東京の場合なんか、ものすごい額にのぼっているのじゃないですか。そういう形でいい

ぶん地方公共団体はいま財政窮迫のおりから喜んでおる。それにサービスしようというなら、その辺がサービスじゃないですか。その辺の考え方について大臣の見解をお伺いしたい。

○郵務大臣 その点おっしゃいますように、余裕金の直接運用にいたしましたし、最高制限額をさらに増加いたしました。こうした点もいたしてみたいことに思います。御指摘のように、短期の電力債、これは利回り向上の考え方でも一部扱っておるのでもございますけれども、おっしゃる通りに、地方が短かい金を必要いたしますために、地方財政の役に立っております点などは、確かに御指摘のとおりでございます。そういう点はこれからは当然もつと役に立つように十分考えなければいかぬことだと思ひます。

○松井(政)委員 本年度は郵便料金の値上げをしなければならぬ状況になっておる。この都市においてその考え方は妥当だと思ひながら今後考えたいと大臣はおっしゃいます。が、本年度どう考えられたのですか。それで大蔵省との折衝の折衝のときに、あなたは國務大臣としてどういう態度をとられたのですか。その点だけを聞きたい。

○郵務大臣 確かに申し上げる通りに財政の三十億という額は、決して満足すべき額じゃございませんが、ゼロに見えておりましたのを、とにかく財政を郵政の会計に持ち込みますのは最終に決定したような状況でございます。したがって、私も不十分だとは思ひます。不十分だとは思ひますが、ここに落ち着くのが予算の大臣折衝の最終に決定したような状況でございます。

○松井(政)委員 法律にも、簡易保険、郵便貯金等のすべての管理は郵政大臣とあるのです。その管理しているあなた、本年度の簡保の運用に關してなぜ管理者として、大蔵省との折衝はどういう形か知りませんけれども、主張しなかつたのか。そのあなたの考え方、あなたがとつてきた折衝の過程について説明できる部分があつたら説明してほしいと思ひます。

○郵務大臣 ちょっと考え違ひいたしました。

直接運用については何とか法律を改正したいと思ひ、ある程度大蔵大臣との話し合いもいたしておる状況でございます。ただ率直に申しまして、いろいろな法律を予定いたしましたために手が回りませんでした。この点は私自身遺憾でもありまして、また申しわけなく思ひております。

○松井(政)委員 資金運用に關する法律の中で、郵便貯金は明確に条文にうたつてありますが、簡保の運用についてはどの条文にどう書いてあるのですか。当然地方公共団体の額をふやしたり、または法律上の問題が出てまいりました。貸し出しの制限がありますから。けれども、郵政事業で使う部分の金は法律に關係しないのです。だから法律改正しなくてもいいのですが、要するに資金運用に關する法律の中のどの条文で——本年度一千七百億の財政予算のうちの公団、事業体に貸し付けるところの基本的な条文でやつたか。そのときの折衝であつたは全然主張しなかつたのか。

○武田(功)政府委員 法律の根拠をお答え申し上げます。簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の第三条に列記してございまして、この十三項にわたります公団、公団とか政府機関とか、こういうものに對して、債券引き受けあるいは貸し付けをすることができま。今度は運用計画の策定でございますが、運用計画の策定にあたりましては、来年度見込まれるところの運用原資、これをきめまして、そしてこの配分につきまして、この第三条におきまして運用範囲が財政計画と財政の運用対象とほぼ同一になっておりますので、したがって大蔵省と協議いたしました。資金運用部と簡保との負担分を協議決定いたしました。決定いたしました上でこれをこの法律の第四条によりまして、資金運用審議会に諮問いたしました。その答申を得て決定するという運びでございます。先ほどから御指摘のあります郵政事業特別会計への貸し付けも、この根拠によりまして、政府機関への貸し付けの中でできるわけでございます。

○松井(政)委員 ぼくの聞いておるのはその法律ではないのです。資金運用に關する法律というものはありましようが、すでに基本法としての運用法、その中には郵便貯金というものは明確に条文化されておる。簡保の金はそこにはなくて、いまあなたのおっしゃつた法律にだけしかないので、よろしうございませうか。それはお認めですか、違ひますか。

○武田(功)政府委員 御指摘のように、簡保の資金は、ただいま私が申し上げました法律を根拠といたしております。

○松井(政)委員 それでは資金運用部資金法に基づく関係で財政の予算は組まれるのじゃないですか、大臣。

○郵務大臣 私、一口に財政、財政と申し上げておりました。その法律關係をつまびらかにいたしておりません。

○松井(政)委員 大臣がその法律内容をつまびらかにしないで、これで時間をとりましてこれでおしまひになりますから、私はこれは後日に留保させていただきます。同時にまた、同僚議員もあとで質問しますから、そのときに譲りますが、あなたは法律上管理するのです。大臣、あなた勉強不足です。お認めなさい。法律上はあなたが管理することになっておるのです。管理者が法律上の根拠と条文と扱いがわからない、それで財政投融資の予算管理をしておる。保険金の折衝はどうなつたのですか。知っておるけれどもものが言えないというのですか。はつきり答えてください。私はきのうも言ったように、イエスかノーでいいというのです。答えはきわめて簡単にしてくれ、長くやるつもりはないと言つておる。時間がかかつて困るのだ。あなたは勉強不足です。そんなばかな答弁はないんだ。ゆつたり私に時間をくれるならば時間をとつてあなたと論争をやりたいのです。法律上あなたは管理者じゃないですか。簡保のものすごい額の、あるいは郵便貯金のものすごい額のあなたは管理者です。管理者としてのあなたがそんなこといいのですか。これはいかぬと思ひ

ますよ。いまも申し上げたように、郵便貯金——関連をしますから、郵便貯金のほうの関係の質問に入りますけれども、いまの答弁は答弁になっておらないのです。だから留保してよろうか、さもなければ後日同僚議員に譲ってやってもよろうか、いずれかしますけれども、それは郵便貯金の関係も含まれていますから、総合してあなたにまた答弁願います。

○松井(政)委員 じゃ今度は、郵政事業の法律に基づく郵便貯金——局長いらつしやいますか。郵便貯金の内容の分類は要りません。貯金と名前のつくものの全部、いま貯金額は総額で幾らになっておりますか。

ね。それから直接郵便事業がありますね。それを総合して、郵政省が国営として行なっている事業の全体として赤字ないじゃないですか。

○松井(政)委員 それでは考える必要はないということは訂正しますね。

○松井(政)委員 意味がないということでもたいへんな問題ですよ、あなた冗談じゃないですよ。法律上あなた管理者ですよ。関連させて考えていることに意味がないということでも同じことなんですよ。それは必要なんでしょう。関連させて考えてみて個々の会計別に値上げをする必要があるのかないのか、総合的に考えれば値上げをしなくてもいいのかというこの判断をしなればならぬのでしょ。だからそこを明瞭にしてもらいたい。私はそんなもの、あて足をとる気持ちは何もないのだから。だけれども、やはり法律上管理者となった大臣が、関連させて考える必要はないとか、意味がないとかいうことでは納得できないですよ。意味は大いにあるが、個々の特別会計ごとに万全を期したいというなら、それはそれでいいのです。

○松井(政)委員 二兆六千七百七十三億円の金、そこで今度は内容に入りますが、俗にいう郵便貯金と称される貯金の制限額は百万円に引き上げられたのですか。

○松井(政)委員 これは驚きましたな。何で寄せてみる必要があるのですか。あなたは法律に基づいての管理者ですよ。管理者が個々の会計を、黒字になっている事業、赤字になっている事業、それを全部会計ごとにきめて、それを総合して、あなたが経理している郵政事業全体として黒字になっているのか赤字になっているのか、連絡させて考えてみたり関連させて考えてみたりする必要があるとは一体どういうことですか。あなたそんなばかかなことは言いません。関連はあるけれども、個々の特別会計ごとに仕事をやるのだというなら話はわかりますが、考える必要はないとは何事ですか。

○松井(政)委員 意味は大いにございますが、せっかくここに金があるけれども、使えない金だなどというようなことを感じながら見ておられます、大いに関連させて検討いたしておられます。

○松井(政)委員 意味は大いにございまして、郵便貯金の四十一年度見直しでも三百七十七億の黒字が出るといふわけですね。剰余金は何に使いますか。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

○松井(政)委員 三十九年度は二百四億、四十一年度は、決算見込みにおきまして約三百億、四十一年度は三百七十七億でございます。

を言わぬというのが、いまの大蔵省の官僚の諸君の考え方です。いま大臣が言ったような考え方であるとするならば、すでに本年の予算編成のときにそういう趣旨でやれば、郵便貯金事業特別会計から郵政事業特別会計にもっと金を繰り入れることができたと思う。だからその辺の、この剰余金の出てきた歴史というものをよく御承知になって、さらにいかようにすれば郵便貯金事業が發展していくかということを考えていかなければならない。

だから大臣、こういう非常に重要な問題はかなり慎重な態度をもって答弁を願うか、いまわからなかったら、とりあえず、これはあとで事務当局でよく聞いて的確な正規な御返事をいたしますというところにならぬと、これは全く大臣、いかげんに答弁しておりますと、食言をしたような形になりますよ。これは大臣はつきりしておいてください。いまあなたが言ったようなことであるとするならば、われわれはけっこうだ。そういう方向で大きいこの剰余金をとってきて国民のサービスに還元をしたい、われわれはそう考えておるわけですから、ところがこれはいままでがんとして大蔵省が聞かぬ。だからその辺のことは大臣がよく御承知になっておいていまいかなことを言われたというところであるならば、これはなかなかつばな大臣だ。ところが実際はそれはできない。そういうことになる、大臣は食言をしたということになるわけであって、この辺ひとつ明確にしておいてもらいたい。

○都国務大臣 私ちよつと詳しいことを忘れましたが、要求は相当いたして、そしてごくわずかのものだけが予算化をして、それでこれの経過では、先ほど申しましたように、いま森本さんおっしゃいましたように、とにかく皆さんのおかげで穴埋めをしていただいて、その後利ざやがかなりよく出てきておる。最近になりまして経営費と申しますか利ざやがだんだん減ってきております。この状況でいきますと、どうも逆さやにもなりかねない。そうした心配があるなというのを気にいたしております。ただ予算の点は確かに、持ってい

きますときはだいぶはでに持っていまして、通りましたものはごくわずかだったということは御指摘のとおりでございます。

○松井(政)委員 だから最初からそう言ってもらえば簡単なのに、機械化するために三百十七億を全部そのほうに使うような答弁をあなたはその全部から、それは間違いだらうというのです。大臣は何でもごまかそうとするからいけない。あなた、ごまかさないでください。

そうやってきますと、これは安宅君の質問にもその前の質問者の質問にも出てくるように、郵政大臣として法律上与えられている権限の範囲内におけるそれだけの事業を総合すれば、郵政省としては現在では事業はうまくいっている。だから、総合的な扱いを与えてもらえば郵便料金は上がっていくというところになるのじゃないですか。そういう理屈になりますね。そうじゃないですか。

○都国務大臣 金の面、全部つくろいますと、確かにそうでございます。ただ郵政省自身として考えてみましても、理屈の上ではそれはやはり無理であらうということ、郵便、貯金、保険、それぞれ分けて考えておられますけれども、そういうぐあいにできればできるのじゃないかというおことばであれば、そうでございます。

○松井(政)委員 だから、そこがわれわれの基本的な考え方、相違になりますけれども、大体料金値上げしなくてもいいのです。大臣、あなたが社長の民間企業ならば値上げしなくてもいいわけでしょう。ところが、もろもろの法律があつて郵便貯金の運用は郵政大臣の思うようにはいかない。簡易保険の金も思うようにはいかない。それでございましょう。それで社会情勢やあるいは物価の騰貴に基づいて人件費の増やらで、郵便事業だけ拾えば値上げのやむなきに至った、こういう解釈じゃないのですか。それとも違いますか。

○都国務大臣 すべての郵政事業の中のごときはございませうけれども、郵便という事業をやっているのと、銀行のような事業をやっているのと、保険のような事業をやっておるのでございませうから、おのずからその自分の持つております事業を分けて考えていくというところは、方針として立てていかなければいかぬのじゃないかと思ひます。思ひますけれども、いまのような窮乏状態におかれていて満足とおっしゃれば、そうじゃない。運用についてもいろいろな努力をいたさなければいかぬというところはございませう。

○松井(政)委員 やはりそこところははつきりしてほしいと思う。いろいろな情勢からいささかあつて、郵便料金値上げの法案を政府は出してきたのだらうし、政党政治ですから、与党は気にならぬでしよう。これは常識からいってわかつておきます。しかしながら、与党の諸君といえども大臣といえども、大臣に与えられた権限内における管理事業全体を含めれば黒字になっているわけですから、にもかかわらず国民に負担をかける必要はない。この事業の中の窮乏さはいつの機会か脱却しなければならぬという考え方であるということだけはつきりしてもらへばいい。その通りですね。

○都国務大臣 私はそういう方向に一つ一つこれから進めていきたいと思います。

○松井(政)委員 時間がなくなつて申しわけありませんが、次に、これはこまかい話になりますが、僻地の配達はいまでも請負制度を続けておるかどうか。それから請負者の人件費と、請負人は何人おるか、これをちよつと説明してほしい。

○長田政府委員 僻地の配達につきましては請負人によつて配達してあるところも相当ございませう。請負人の数は、昨年三月末で一千五百二十三人でございます。

○松井(政)委員 これはその部分だけ計算したらどれだけの赤字になりますか。

○長田政府委員 ちよつとその部分の計算をしたことはございませうが、こういう地域につきましましては、持ち出しの郵便物数も相当少のうございませうから、かなりの赤字になるかと思ひます。

○松井(政)委員 たゞこれは考えただけ聞き

そうじゃないですか。大臣、これをどう思いますか。

○郵務大臣 いかでございましょう、郵便としてはやはり自分でむしろつくづく窮乏な会計であるというところは全体に感じております。ただ、いまの例を、僻地だからということではそれはよそで持たせるといふことにはどうもすぐならないように私は思います。

○森本委員 ちょっと関連しますが、この千五百二十三人という者について総経費がどの程度要しておるか、それからこの千五百二十三人の人が一日平均何通程度の郵便物を持っていておるか。それからその郵便物の中に一種、二種、三種、四種、五種と比べて、一種が一体どの程度あるか。実際には三種が一番多いんじゃないのか、そういう具体的な数字をひとつあげてもらいたいと思ふ。

○長田政府委員 一人当たり一カ月の請負では二万八百円くらいでございます。年額にしまして二十五万ばかりです。したがって、千五百人の二十五万でございますから、約三億八千万くらいになります。郵便物の数は平均しまして百五十通ないし二百通一日に持ち出しているというふうに考えられますが、実はその内訳はよくわかりません。先ほどちょっとお話しございましたが、新聞なども多い面もあります。

○森本委員 平均百五十通ないし二百通という統計は確かですか。駐在集配でそんなによいはずがない。駐在集配で一日百五十通ないし二百通というはずはない。そんなでたらめな答弁をするな。百五十通以上あったら、駐在集配は一気に廃止して、もう直配達になつていなければならぬはずだ。これは月百五十通ないし二百通ならわかるが、一日百五十通ないし二百通あるものを駐在集配するはずがない。——わからなければあとでけつこうです。

○長田政府委員 もう少しよく調べまして、お答えいたします。

○松井(政)委員 これは大臣、私は僻地の問題だけ聞こうとしているのではないですよ。これは国

の事業である限り、当然やはり国策として配達しなければならぬのです。それと同じように、先ほど安宅議員の質問にもありました、あなたの提案理由の説明の中に、第三種、第四種のもはあたかも社会的な公共性があるように強調しているわけですよ。そうすれば、いまの配達の問題も、これはいやがもうでも責任上配達しなければならぬ国家目的があるわけですよ。そうすれば、その公共性というものとそれからやらざるを得ないものとのすべての分を、国は黙っておいて、郵政省に働いている連中だけが負担をしなければならぬという事業の経営と運営が、妥当であるかないか。妥当だとおっしゃるなら妥当だと答えてください。妥当でないがやむを得ないというなら、妥当でないということをお答えください。

○郵務大臣 これはどうもアメリカのような立て方をしました、そうでない、全部独立採算でいつてみたりするいろいろな立て方があると思ひますが、何か収入のものと増すようなくふりができれば、この部分は公共性がこうだからというようになことで分けずに、むしろ事業会計そのもので全部持つことのほうがすっきりするのじゃないだろうか、こんなぐあいには考えます。

○松井(政)委員 そういう理屈になりますと、今度の値上げが、三種、四種についてはきわめて内容が軽減だが、そこにまた理屈が来るのです。それでしょ。あなたが公共性を強調するのは第三種、第四種、たとえば通信教育とか何とかいうのは公共性があるとなつたおっしゃっているわけでしょう。本会議の答弁でもそう言っていますね。そうすれば、国としてやはり公共性を高く評価しなければならぬものと、赤字を見越しても国民に対してやらなければならぬものと、そういうものについては国が考えてもいいんじゃないですか、そう考えられませんか。

○郵務大臣 私も、考えてはいけなとは思ひません。考えてもいいこととは思ひます。ただし、私は、郵便事業をずっと見ておまして、何とかして何か物をもっとふやしていく、今度は料

金に手をつけましたが、何か物をもっとふやしていく方法はないだろうか、こんなことを考えております。収入のほうを多くするふやをして、そうしてやっていかなければいかぬのじゃないだろうか。郵政審議会の御議論の経過をずっと聞いておりましたも、よその国でも途中で持っていて置いて、あとは自分たちにかまけておるようなことをやっているじゃないか。僻地のいまの扱い、一体その流儀でたえるか、方々でそういう御意見の出た場合もございました。しかし私は収入、支出を見て、何かももっとふやしていく方向、そしてこれでまかなえるような会計になれば——しかしそれじゃどうやら収入がふえるかとおっしゃるだろうと思ひます。それで物をもっとふやして、諸外国の二、三位あたりくらいに伸びていく傾向がこれからあれば、私は、いまのような形でやっていける会計になるじゃないだろうか、そんなことを考えております。

○森本委員 大臣、そんなことをいつてはいけません。物がふえる、物がふえるといふはいいけれども、郵便物はほかの商売と違ふのだ。郵便がふえればふえるほどいなかのほうでは損なんです。なるほど東京、大阪等では大量に取り扱はるものがある。しかし、高知県とか愛媛県とかいう山奥は物がふえればふえるほどこれは損なんです。だからだれが教えるか知らぬが、大臣、要するに、ただ郵便物がふえたらもうかると一がいに考えてはいかぬ。だから、都会といなかでは取り扱い方法が全然違ふのだから、その辺、大臣、もうちょっとよろしく、いわゆる幹事諸君の意見を聞いてもらいたい。そういうように大臣、頭の中に入られれば、今後の郵政事業といふものをそういう方向でやられたんじや実際のところこれはかなわないですよ。東京とか大阪とか、たとえば東京中央郵便局の取り扱いが松山郵政局管内八百郵便局があるのとこれは同じなんですよ。向こうで一月取り扱ふのはこつちは一日で四国全体を取り扱っておる。だから、そういうところはふえてきたら機械化すればもうかる。しかし松山管内のいなかの八

百局がふえたらこれは損する。だから、そういうことをよく頭の中に入れてひとつ答弁をしてみたいと思ふのだ。

○松井委員 それはいま、あなたが森本君の質問に答弁なさるけれども、私も言おうと思つておつたのだが、たとえば地方で二里も三里も配達しなければならぬところに、二日に一ぺんはがき三枚しか来ない、新聞の郵送も二日に一ぺんしか来ないというの、毎日二通ずつ来てごらんさい。毎日配達しなければならぬから、これは当然赤字になりますよ。よろしくございませうか。

郵便事業といふものはそういうものじゃないのですか。あなた、長いこと大臣をやつていらつしやるのだから、よく研究なさつたと思ひます。だから、物がふえればふえればと言つたつて、民間の産業を経営しておつて、製品がふえれば、よけい製品を売つてもうかる事業と違ふのです。だから、大前提としては国策なんですね。国家目的なんですね。そうすれば独立採算の考え方を——

あなたの管轄しておる事業の中には、年間三百七十七億も黒字を出す郵便貯金事業もある。そういうことを考えたら、総括原価主義とか何とか、あなたはこのことば知らぬが、先ほど安宅君に答弁をなさつていたように、全部これはでたらめなんです。全部でたらめになりますよ。国家目的でやらなければならぬ仕事じゃないですか。そうすれば、郵便貯金の三百七十七億——郵政従業員が末端において貯金を奨励せよ、あそこへも行って貯金をふやせ、この郵便局、この特定局の割当は郵便貯金何ば、簡易保険何ば、こういう割り当てをこなすために死にもの狂いであなたの管轄下における従業員は努力しておるのです。それで、国民の零細なる郵便貯金、簡易保険金を持つてきてせつかく三百億も黒字になったら、それは赤字補てんに使つていけるか。これは国家目的に反しますよ。そう考えられませんか。もし、あなたが総括原価主義をとるならば、法律上あなたの管轄しておる、郵政大臣が管理をしておる郵政事業全体の総括原価主義でいきなさいよ。そう

すれば値上げする必要はないです。それでなかつたら、公共性を持つもので国として保障しなければならぬもの、それから赤字を見越してでも国策として配達しなければならぬ部分については、国がめんどうを見るのはあたりまえじゃありませんか。この考え方はあなた、お認めにならないければいけませんよ。そういう考え方でないから値上げするといったら、これはたいへんな議論になりますよ。その点の考え方をひとつ明確に答えてほしい。

○郵務大臣 収入を増加する方法はいろいろとあらゆる方面から今後も考えてまいらにやいかぬと思います。

○松井(政)委員 答弁にならぬ。収入をふやす方法をいろいろ考えていかなければならぬ、事業である限りそのとおりだ。そのとおりだけれども、ふやそうといつてもふやせない事業であることは、森本君が指摘したとおり、お認めですね。不便なところに郵便物がふえたら金がよけいにかかるのです。赤字はふえるのです。それを御存じです。しかし、国策としてやらなければならぬ。しかし郵便金は幾たびか増場一致で制限額を、三十万円から五十万円、いま百万円に上げた。それで郵便金はふえてきた。そのことによつて赤字が出てくるのですが、それもあなたの管轄する事業じゃないですか。ふえれば損する事業もあなたの管轄する事業だ。そうでしょう。あなたには総括原価主義でいくならば、あなたが管理しなければならぬ、法律上責任を持つている事業全体の原価主義を一番考えなさいよ。できないならできない。いまの国家機構の中、政府の機構の中で、いろいろの法律上あるいは大蔵省の關係で、できないならできないと答えなさいよ。それを答えなさいよ。どっちでもいいからはっきりしてください。これは今度の問題で一番重要な問題なんですよ。

○郵務大臣 そういふお尋ねならば、現行の法律上できないといふに申し上げます。

○松井(政)委員 できないけれども、あなたはど

う考えている、大臣。

○郵務大臣 私はおそろく、端的にものを考えれば、ある種のものについては一般会計の負担を考へるといふことだと思ひます。あるいは、その同じような意味合ひで他の会計からの繰り入れといふことを考へるといふことかもしれせん。どちらにしましても——ただ、私は、一般会計からの繰り入れは、全体の会計という筋論からして抵抗を感じるのをごさいます、しかし方法としてはそういうことを考へるといふことだと思ひます。

○松井(政)委員 いずれにせよ、まだ質問の点は、七枚ほどメモしたのですが、三枚しか済んでいませんが、しかしやめます。やめますが、いま指摘をしましたように、實際郵政事業全体を考へれば、われわれは値上げの根拠はないと思ひます。同時に、国が責任を負わなければならぬものを郵政事業の従業員だけに責任を負わして、郵便事業に対する収入をふやそうといふことだけを考へれば、値上げはできる。これは間違ひです。それは国鉄運賃の場合でもわれわれは議論しましたが、国鉄運賃とはまた全然郵政事業は違ひます。だから、理論的に検討してまいりますれば、値上げの根拠はないのです。どうしてもないのです。それでもし値上げの必要があるとするならば、現在国家目的遂行のために赤字にならざるを得ない部分、それから、原価を取れるまで値上げをしたいんだが公共的な郵便物のために値上げできない部分、この分については、値上げの決定をしても、その決定分は国が補てんするといふ、国全体の公共的なたてまを考へたら、値上げをする必要はないのです。どつちから考へても、今度の値上げは必要ないのです。国民に負担をかける必要はないんです。これはだれが議論してもそのとおりだと思ひます。だから、与党の諸君の中にも、實際は腹の中はそうだが、どうも政府が出してきたんだからしよるがないといふ気持ちは大抵あるだろう。(上林山榮吉君だ)と呼ぶ者あり)みんなそうだと思ひます。だから、そういう考へ方で、まだ七枚のうち四枚残っています。だから、後ほど同僚議員の関

連質問でも、それから、先ほどまだ答弁が明快になつていない部分がうんとあります。うんとありますが、その部分については全部調べてきてもらつて、そして局長の方々にもお願いしますが、何十年もずっと郵政事業で生活をしてきた方々です。その数字上の問題、従来の法律成立の問題、従来の国会で簡保とか貯金の制限額を上げるなどの与野党一致のかまへ、それから簡保の金の使用の方についての百分の三の決議の内容、そういうことはみんな経験している人たちなんだから、運用法の改正についてもみずから手がけられた方がおるのですから、ひとつ大臣に今晚でもいいから、大臣中心にそばでもすすりながらよく説明して聞かしてくださ。大臣の答弁は、郵政事業全体からいつたらみんなであらう、全部です。私はずっと一週間聞いておるのです。聞いておるのだが、でたらめなものはない。それで、知らないで、あなたの頭のいい答弁だけでごまかそうと思つておる部分が多い。答弁はへたでもいいのです。あなたは三言言うのは一言でいいのです。一言でいいからやはりそでない答弁、考え方の相違はやむを得ません。見解の相違はやむを得ません。しかししそでない答弁、それから郵政事業に即した答弁、それだけをやらうことを私は希望しておきます。

以上で私の質問をきよはは終わります。

○安宅委員 関連して。

これは大臣、あなたが総括原価主義とか言つたことはみんなくずれたことになるのです。それで、これだけははっきりしておきたいと思ひます。郵務局長、あなたの最後の答弁は訂正してもらわなければいけません。郵便といふものは何か利用者の相互負担で昔からやられておるような答弁をしたのであります。うそだといふなら速記録を調べてみなさい。郵便法の第一条、第二条のどこからそういうふうに理解しているのですか。どこから見たら、役務を公平に提供するの国でしよ。国費だといつておる。だから国営にしているのです。郵便利用者の負担において、相互扶助みたいな、保

険みたいな答弁をしていますね、そう思つておるのですか。これだけは間違ひでしよと言つてください。それでなければ、とてもこんな審議はあと続けることはできない。郵務局長がそういう考へ方だつたらたいへんなことです。郵便法に違反する考へ方で郵政事業の要職についてもらうわけにはいきませんよ。

○長田政府委員 郵便事業を国営で国がやつておりますことは、仰せのとおりでございます。私が先ほど答弁いたしましたのは、全国均一料金で、必ずしも経費に即した料金を一々きめるといふことではない、全体として、たとえば近い人は若干経費は少ないけれども、遠いほうの人たちの分まで分担して料金がきめられておる、そういう趣旨を申し上げたわけでございます。表現が適切でございませんでしたら訂正いたします。

○安宅委員 国家がそれをきめておるのであつて、郵便を利用する人がそれをきめたのじゃない。そういうインチキな答弁をされたら困ります。言いわけをしないで、はっきり訂正しなさい。

○長田政府委員 法律で料金がきめられておりますことは、仰せのとおりであります。

○安宅委員 訂正するのかしいのか、どつちなんです。

○長田政府委員 私は均一料金になつておるといふことをちよつと申し上げたわけでございます。法律で全部きめられておりますことは、仰せのとおりであります。

○安宅委員 それでは訂正しないといふことですね。私が答弁をはつきりしてもらいたいといふのはこういふことなんです。あなたが相互扶助みたいな考へ方でおられたら困る。そうではなくて、それは国家目的、国の発展のために国営でやつておる事業で、そして国民が平等に利用できるやうに国がきめておることであつて、距離が短い人はどつち、距離が長い人はどつち、お互ひに負担し合つてやつておるんだといふやうな答弁は間違ひだらうと言つておるのです。

○森本委員 これは郵務局長、相当問題があつたけれども、郵便法の第一条、この条文は読んで字のごとく、「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」これが郵便の大原則でございます。そういうぐあいに考えております、こう言へば文句がないじゃありませんか。

○長田政府委員 仰せのとおりであります。

○砂原委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

昭和四十一年四月十四日印刷

昭和四十一年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局